

令和3年度 全国健康保険協会長崎支部事業報告

令和4年度 第1回全国健康保険協会長崎支部評議会

協会けんぽとは？

4,000万人の「医療を受けられる安心」を支える 日本最大の保険者。

平成18年の医療制度改革により、社会保険庁から再編成され、全国健康保険協会（協会けんぽ）は平成20年10月に設立されました。（本部と全国47支部で構成）
“保険証1枚あれば、誰でも、いつでも、どこでも医療が受けられる”この状態を守るからこそ、協会けんぽの仕事。加入者の皆さまの「当たり前の安心」を支えています。



3人に1人の割合

中小企業にお勤めの方と、
そのご家族が加入しています！

後期高齢者医療制度

加入者数
1,772万人



保険者数
47 広域連合

国民健康保険

加入者数
3,026万人



保険者数
1,716市町村
162国保組合

健康保険組合

加入者数
2,954万人



保険者数
1,391

共済組合

加入者数
858万人



保険者数
85

協会けんぽ

加入者数
4,029万人



保険者数
1

※平成31年3月末現在（協会けんぽは令和4年2月末現在）



全国健康保険協会 長崎支部
協会けんぽ

加入情報（令和4年2月協会けんぽ月報）



長崎県でも約3人に1の方が
協会けんぽの加入者です（約35%）



加入者数 450,069人

被保険者 272,735人

被扶養者 177,874人

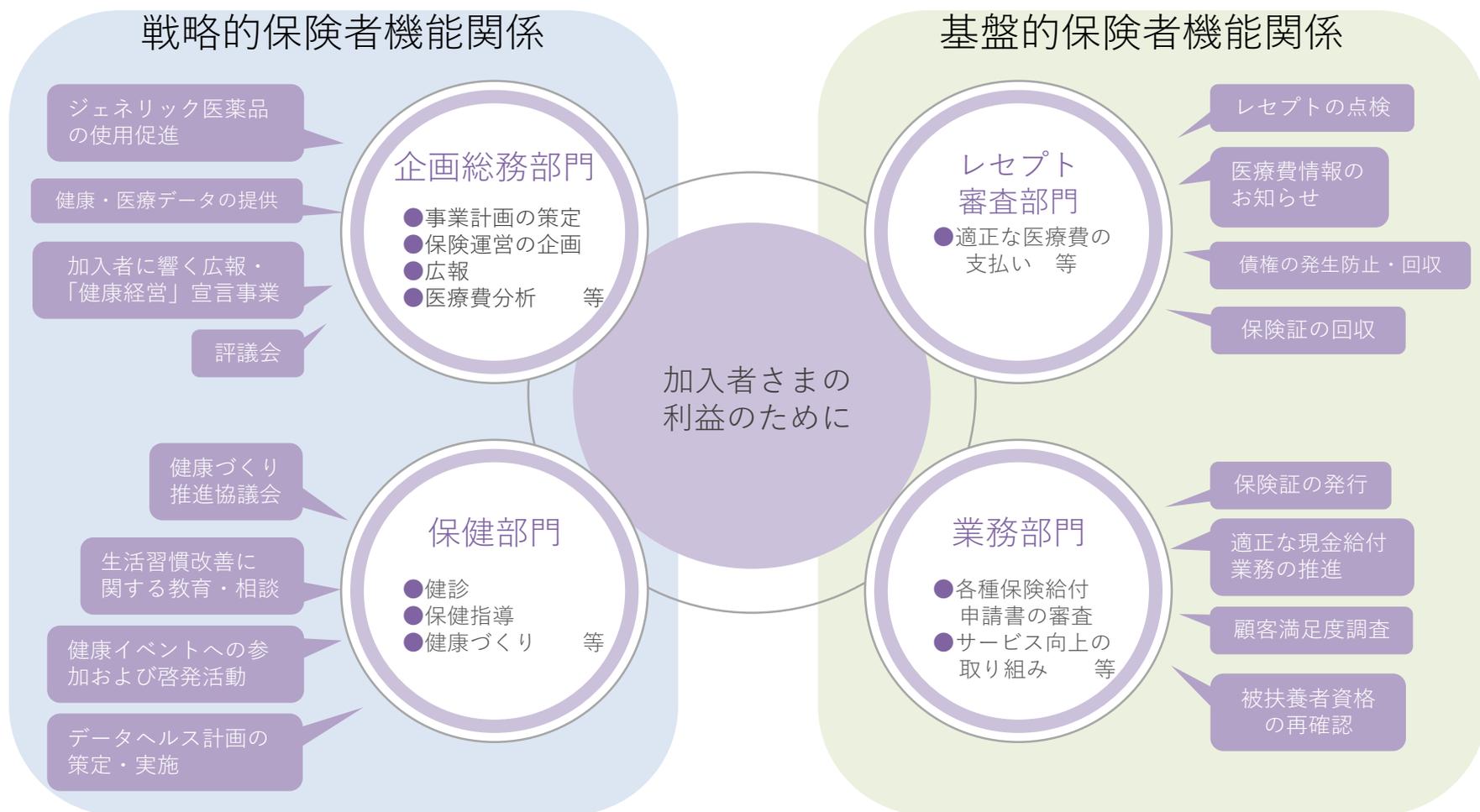


事業所数23,783事業所

業務内容

全国健康保険協会は、主に4つの部門で運営しています。

各部門がそれぞれの業務を行い、時に連携することで、約4,000万人の加入者の皆さまの健康を支え、質の高いサービスを提供するとともに健全な財政運営を実現しています。



保険者機能強化アクションプラン（第5期）のコンセプト

協会の基本理念

保険者機能強化アクションプラン（第5期）においても、協会けんぽの基本理念をこれまで以上に追求していく。

【基本使命】

保険者として、健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

第5期の事業運営の3つの柱

基盤的保険者機能関係

- 保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。
- あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。
- また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。

戦略的保険者機能関係

- 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。
- 具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。
- また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

組織・運営体制関係

- 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

協会けんぽ長崎支部 令和3年度KPI（重要業績評価指標）及び結果一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策	令和3年度 KPI	令和3年度 KPI に対する結果			
	赤字は支部で設定する目標値、()内は全国目標値	長崎支部	達成・未達成	全 国	達成・未達成
1. サービス水準の向上 (P16)	① サービススタンダードの達成状況を 100%とする	100%	達成	99.99%	未達成
	② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.2% (95%) 以上とする	95.5%	達成	95.5%	達成
2. 効果的なレセプト内容点検の推進 (P9)	① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 (※)について 対前年度0.297% (0.318%) 以上とする (※) 査定率 = レセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額	0.272%	未達成	0.332%	達成
	② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を 対前年度4,528円 (5,377円) 以上とする【新設】	4,984円	達成	6,330円	達成
3. 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化 (P10)	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上以上の施術の申請の割合について 対前年度0.72% (1.12%) 以下とする	0.66%	達成	0.95%	達成
4. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進 (P12)	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を 対前年度95.02% (92.41%) 以上とする	90.3%	未達成	84.11%	未達成
	② 返納金債権 (資格喪失後受診に係るものに限る。) の回収率を 対前年度80.70% (53.40%) 以上とする	36.21%	未達成	55.48%	達成
5. 被扶養者資格の再確認の徹底 (P17)	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.4% (92.7%) 以上とする	91.1%	未達成	91.3%	未達成

3. 組織体制関係

具体的施策	令和3年度 KPI	令和3年度 KPI に対する結果			
	赤字は支部で設定する目標値、()内は全国目標値	長崎支部	達成・未達成	全 国	達成・未達成
1. 費用対効果を踏まえコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について20%以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が4件以下の場合は一者応札件数を1件以下とする	0%	達成	12.6%	達成

2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策	令和3年度 KPI	令和3年度 KPI に対する結果			
	赤字は支部で設定する目標値、()内は全国目標値	長崎支部	達成・未達成	全 国	達成・未達成
1. 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 (P22~P25)	① 生活習慣病予防健診実施率を 61.6% (58.5%) 以上とする	60.2%	未達成	53.6%	未達成
	② 事業者健診データ取得率を 10.5% (8.5%) 以上とする	10.3%	未達成	8.5%	達成
	③ 被扶養者の特定健診実施率を 32.8% (31.3%) 以上とする	24.6%	未達成	26.4%	未達成
2. 特定保健指導の実施率及び質の向上 (P30~P31)	① 被保険者の特定保健指導の実施率を 28.9% (25.0%) 以上とする	27.2%	未達成	18.2%	未達成
	② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 22.7% (8.0%) 以上とする	24.5%	達成	14.8%	達成
3. 重症化予防対策の推進 (P33)	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.8% (11.8%) 以上とする	9.1%	未達成	10.5%	未達成
4. コロヘルスの推進 (P35)	健康宣言事業所数を 700事業所 (57,000事業所) 以上とする【新設】	730事業所	達成	68,992事業所	達成
5. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 (P44)	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 46.5% (46%) 以上とする	47.9%	達成	47.6%	達成
6. ジェネリック医薬品の使用促進 (P48)	ジェネリック医薬品使用割合(※)80%という目標に向けて、年度末の目標値を支部ごとに設定する。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で 対前年度82.5%以上とする。 ※ 眼科、DPC、歯科、調剤	82.5%	達成	(R4.2月) 80.5%	-
7. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する	実施	達成	実施	達成

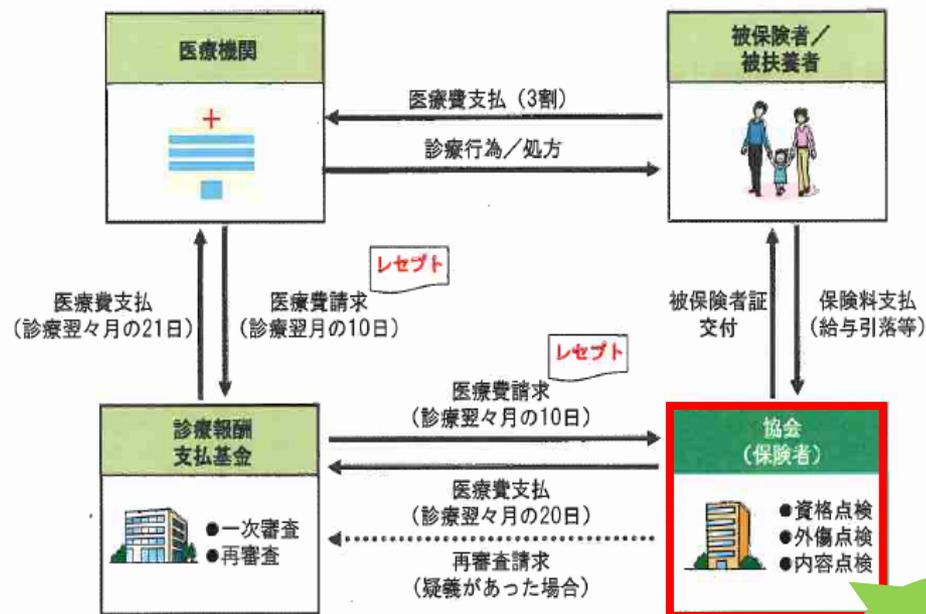
1. 基盤的保險者機能關係

1. レセプト点検効果額について

加入者が医療機関にかかった場合、原則として医療費の3割(2割)を自己負担額として、窓口で支払います。健康保険負担分である7割(8割)は、診療報酬明細書(レセプト)という形で医療機関から社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」と記載します。)に提出され、支払基金で適正かを審査したうえで、全国健康保険協会(以下、「協会」と記載します。)に請求されます。

レセプト点検業務とは、請求されたレセプトについて①資格点検、②外傷点検、③内容点検を行い、支払基金への再審査請求、被保険者への医療費の返還請求、損保会社等への損害賠償請求を行うことによって医療費の適正化を図る業務です。

■レセプトの審査の流れ



①資格点検と点検効果額

☆資格点検：
資格喪失後の受診でないか等を確認

★点検効果額：
資格喪失後受診等で医療機関に返戻となった金額や加入者へ返還請求した金額

②外傷点検と点検効果額

☆外傷点検：
業務上または交通事故など第三者行為によるケガでないか等の確認

★点検効果額：
労災・通災や第三者に請求すべきと認められた金額

③内容点検(査定)と点検効果額

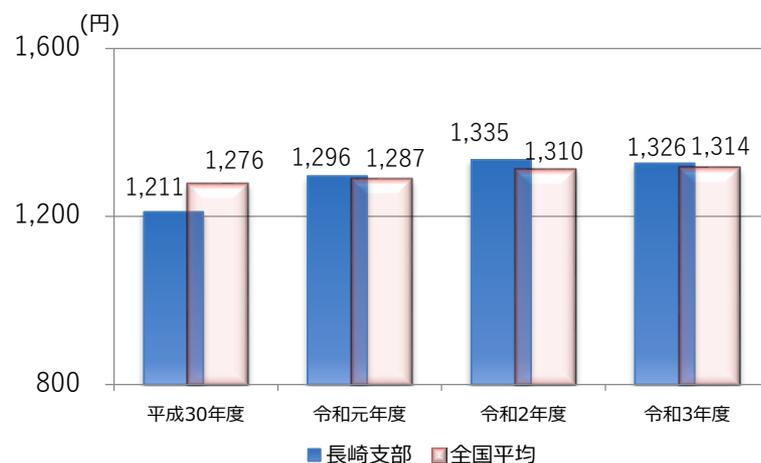
☆内容点検：
診察、投薬、検査等の請求点数の誤りや請求内容に不備がないかを確認

★診療内容等査定効果額：
再審査により減額となった金額

1. レセプト点検効果額について

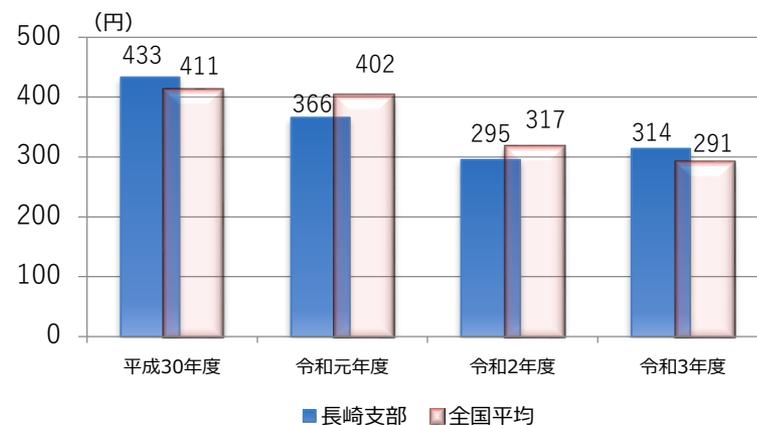
■加入者1人あたり点検効果額【資格点検】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資格点検 (円)	1,211	1,296	1,335	1,326
全国平均 (円)	1,276	1,287	1,310	1,314



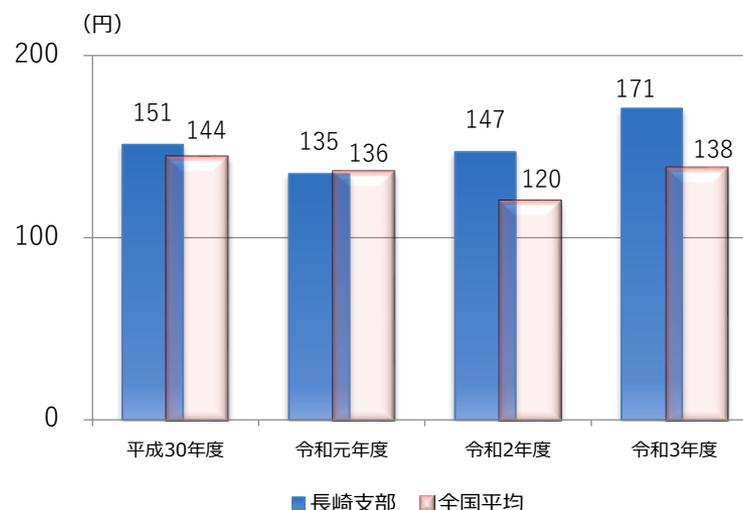
■加入者1人あたり点検効果額【外傷点検】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資格点検 (円)	433	366	295	314
全国平均 (円)	411	402	317	291



■加入者1人あたり査定効果額【内容点検】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
内容点検(円)	151	135	147	171
全国平均(円)	144	136	120	138



＜効果額向上及び医療費適正化に向けた主な取り組み＞

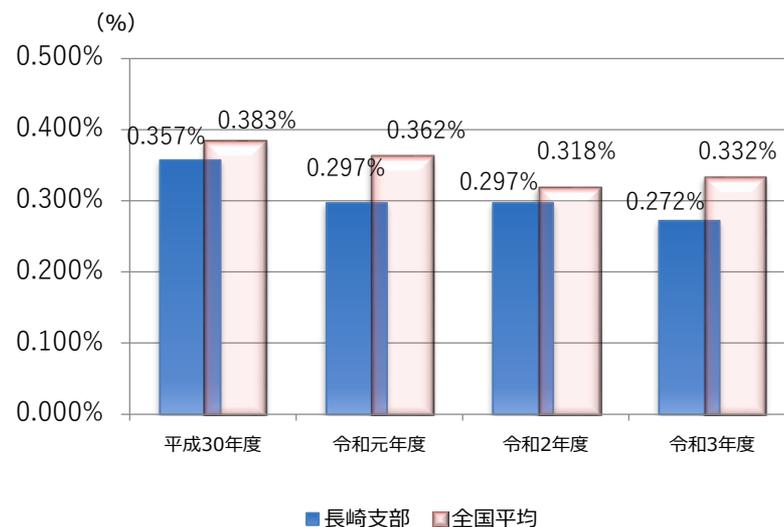
令和3年度

- ・資格点検
資格喪失後等受診者の適正な管理と返納金債権調定
受給資格のないレセプトの医療機関等への返戻
- ・外傷点検
負傷原因照会の促進
第三者行為による傷病届未提出者への勧奨
- ・内容点検
再審査請求に関する支払基金との協議会の実施
レセプト点検員のスキルアップを目的とした研修、勉強会の実施
システム点検の効率化を図るためメンテナンスの実施
- ・その他
多受診者への適正受診に向けた指導・啓発

■査定率（支払基金との合算）

令和3年度KPI 対前年度（0.297%）以上

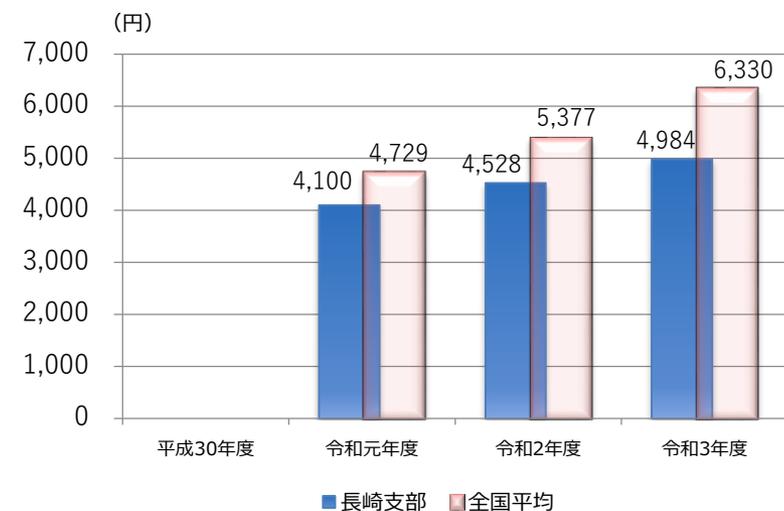
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
内容点検 査定効果率 (%)	0.357	0.297	0.297	0.272
全国平均(%)	0.383	0.362	0.318	0.332



■再審査レセプト1件あたり査定額

令和3年度KPI 対前年度（4,528円）以上

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
査定額(円)	—	4,100	4,528	4,984
全国平均(円)	—	4,729	5,377	6,330



2. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

<柔道整復施術とは>

・接骨院や整骨院で柔道整復師（国家資格）によって、骨・関節・筋・腱・靭帯などに加わる外傷性が明らかな原因によって発生する骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷などの損傷に対し、手術をせずに、整復・固定などを行い、人間の持つ治癒能力を最大限に発揮させる治療。

※「外傷性」とは

- ① 関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態であること。
- ② いずれの負傷も身体の組織の損傷状態が慢性に至っていないものであること。

（健康保険の適用）

急性などの外傷性の打撲・捻挫・および挫傷（肉離れなど）・骨折・脱臼

※骨折・脱臼については医師の同意が必要（応急処置を除く）

（健康保険の適用範囲外）

- ・単なる肩こり、筋肉疲労や慰安目的のあん摩・マッサージ代替りの利用
- ・病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛み・こり
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・過去の交通事故等による後遺症
- ・症状の改善の見られない長期の治療
- ・医師の同意のない骨折や脱臼の治療（応急処置を除く）
- ・仕事中や通勤途上におきた負傷

■ 施術箇所が3部位以上かつ施術日数が月15日以上の申請割合

令和3年度KPI 対前年度（0.72%）以下

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申請割合(%)	0.84	0.73	0.72	0.66
全国平均(%)	1.23	1.12	1.12	0.95



3. 返納金債権の発生防止

※ 返納金債権とは

☆ 主に次の場合に発生する

- ①無資格者の受診
- ②業務外の傷病と認められない場合
- ③給付金の支給内容の誤り、支給調整（障害年金等）
→主に被保険者から協会へ給付金等を返還してもらうもの

☆ その他

- 厚生局が保険医療機関及び保険薬局に対して行った監査により発見された不正請求に対する返還金
→診療報酬返還金等
- 不正行為等により受けた保険給付（傷病手当金等）の返還金

※ 損害賠償金債権とは

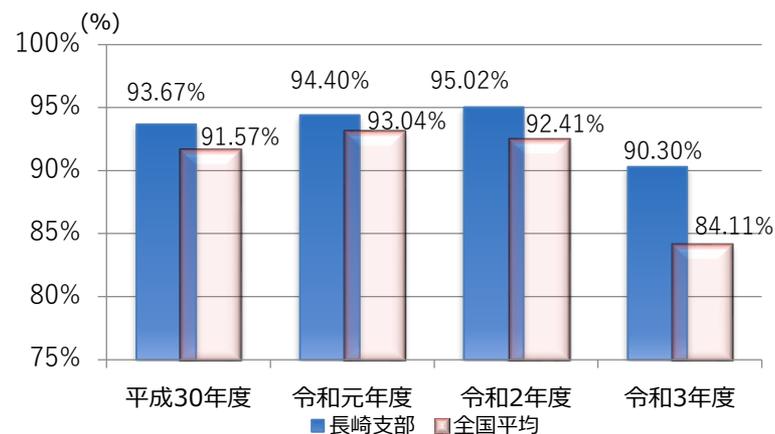
☆ 給付事由が第三者によって生じた場合の保険給付について、その第三者に対して有する損害賠償の請求を取得し、行使する場合に発生
（例）交通事故を起こした加害者への請求

※ 承継分債権とは

☆ 旧社会保険庁から引き継いだ債権で、返納金債権、返還金債権、損害賠償金債権を含むすべての債権

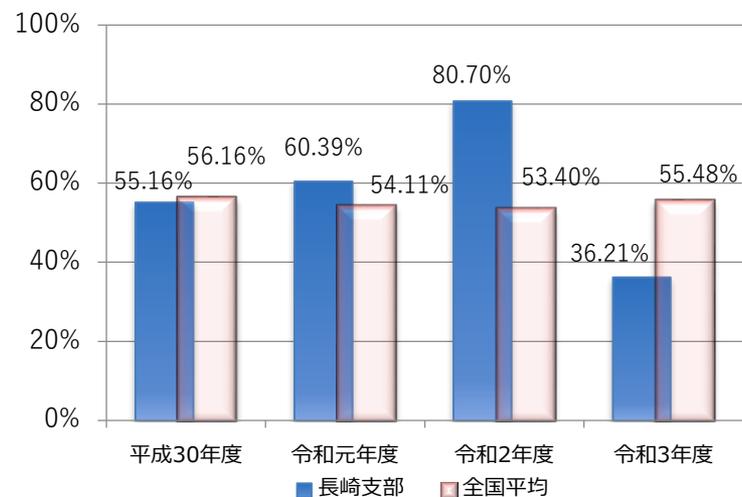
■保険証回収率（資格喪失後1ヶ月以内）

令和3年度KPI 対前年度（95.02%）以上				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
回収率(%)	93.67	94.40	95.02	90.30
全国平均(%)	91.57	93.04	92.41	84.11



■資格喪失後受診による返納金債権の回収率

令和3年度KPI 対前年度（80.70%）以上				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
回収率(%)	55.16	60.39	80.70	36.21
全国平均(%)	56.16	54.11	53.40	55.48



■返納金債権の回収件数、回収金額および回収率

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
現年度	回収件数 (件)	1,154	1,199	1,403	1,188
	回収金額 (円)	41,217,652	55,870,950	43,096,922	50,672,711
過年度	回収件数 (件)	305	274	280	176
	回収金額 (円)	15,724,591	15,897,160	11,570,082	6,056,903
現年度	回収率 (件数)	76.02%	77.35%	86.18%	77.75%
	回収率 (金額)	63.51%	74.72%	84.44%	54.20%
過年度	回収率 (件数)	33.63%	28.57%	27.45%	19.86%
	回収率 (金額)	38.05%	32.33%	23.95%	14.19%

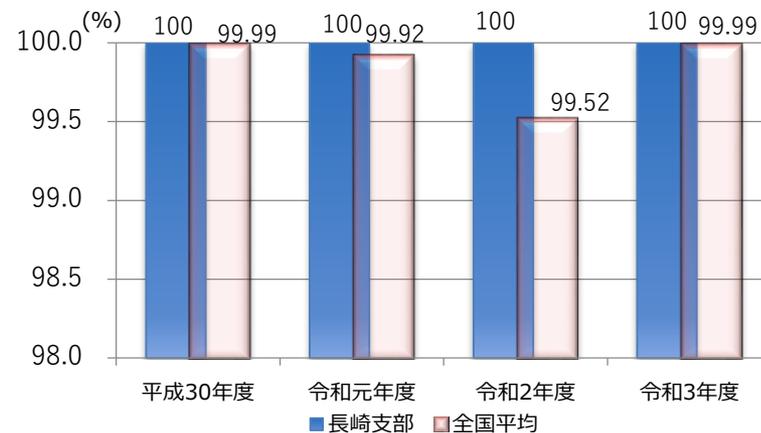
＜債権発生防止および債権回収に関する取り組み＞

- ・ 被保険者証の未返納者に対する、被保険者証回収不能届を活用した電話催告
- ・ 社会保険事務講習会や健康保険委員研修会等における事業主への保険証回収依頼
- ・ 社会保険労務士会への保険証回収協力依頼
- ・ 1万円以上の債権に係る、新規調定後の電話催告
- ・ 国民健康保険との保険者間調整を活用した債権回収
- ・ 弁護士名による文書催告
- ・ 法的措置による支払督促

4. サービス水準の向上

■ サービススタンダード達成状況

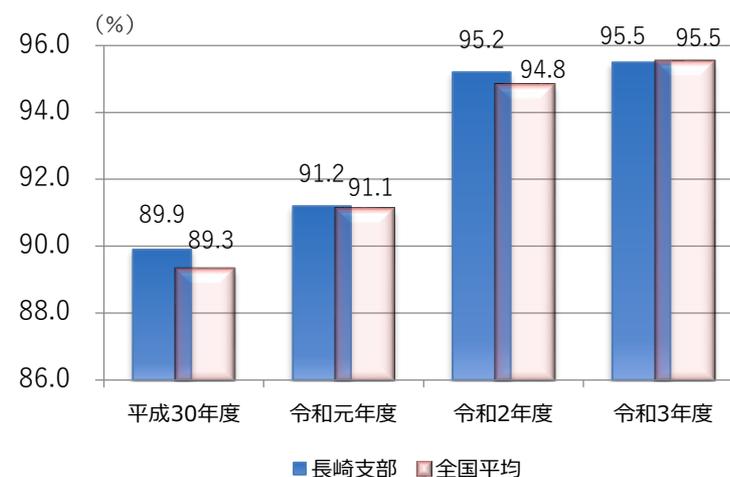
令和3年度KPI 100%				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
達成状況(%)	100	100	100	100
全国平均(%)	99.99	99.92	99.52	99.99



※ サービススタンダードとは、傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金及び埋葬料について、申請の受付から10営業日以内に申請者の口座に振り込みが終了することとした当協会独自の基準

■ 現金給付等の申請に係る郵送化率

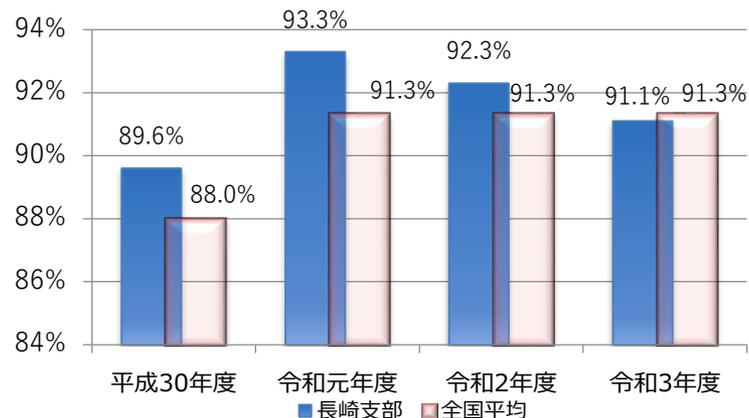
令和3年度KPI 95.2%				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
郵送化率(%)	89.9	91.2	95.2	95.5
全国平均(%)	89.3	91.1	94.8	95.5



5. 被扶養者資格の再確認の徹底

■被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率

令和3年度KPI 93.4%以上				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
提出率 (%)	89.6	93.3	92.3	91.1
全国平均 (%)	88.0	91.3	91.3	91.3



被扶養者資格の再確認事業

高齢者医療制度における納付金および保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しています。郵送で、事業所宛にお送りして確認作業をお願いしています。

【実施時期】

- ・令和3年度 送付：R3.10.19～R3.11.19 提出期限：R3.12.20
- ・令和2年度 送付：R2.10.3～R2.10.31 提出期限：R2.11.30

【対象者】

- ・被扶養者（R3.9.18時点）※R3.4.1時点において18歳未満の者及びR3.4.1以降に被扶養者となった者は除く
- ※令和2年度はR2.4から被扶養者の「国内居住要件」が新設されることを踏まえ、現在の居住要件の確認をあわせて行うため、18歳未満の被扶養者も含めて実施。

【証明書類】

- ・被保険者と別居している者 …仕送りの事実と仕送りの額の確認できる書類
 - ・海外に在住している者 …海外特例に該当していることが確認できる書類
- ※収入証明等、上記以外の証明書類については添付を省略

2. 戰略的保險者機能關係

健診の種類

協会けんぽでは、①生活習慣病予防健診（35歳以上被保険者）②特定健康診査（40歳以上被扶養者）の健診の補助を行っています。また、③定期健康診断（事業者健診）の特定健康診査部分のデータの取得に取り組んでいます。

③定期健康診断（事業者健診）

労働安全衛生法（安衛法）で定められた健診。
会社実施が義務付けられている。

※特定健診審査部分のデータ取得を行っています。

①生活習慣病予防健診（一般健診）

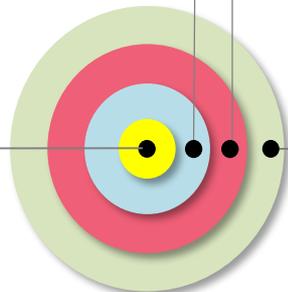
<35歳以上の被保険者（ご本人）様>
がん検診を含んだ健診。
年齢によって付加健診も補助。

※協会けんぽから費用の一部を補助しています。

②特定健康診査

<40歳以上の被扶養者（ご家族）様>
メタボリックシンドロームに着目した健診。

※協会けんぽから費用の一部を補助しています。



人間ドック

健診機関によって、内容・料金は異なる。

※①生活習慣病予防健診は検査項目が多く、事業主が実施を義務付けられている定期健康診断の内容を満たしているため、③定期健康診断の代わりとして受診できます。



協会けんぽ長崎支部キャラクター

特定保健指導

協会けんぽでは、健康診断を受けられた方で、生活習慣病の発症リスクが高く生活習慣の改善が必要と判定された方に対して、保健師・管理栄養士による特定保健指導を**無料**で行っています。特定保健指導を受けると生活習慣の改善が行われ、メタボリックシンドロームのリスク(*)が減少するという結果が出ています。 (*)腹囲、血圧、血糖、脂質など

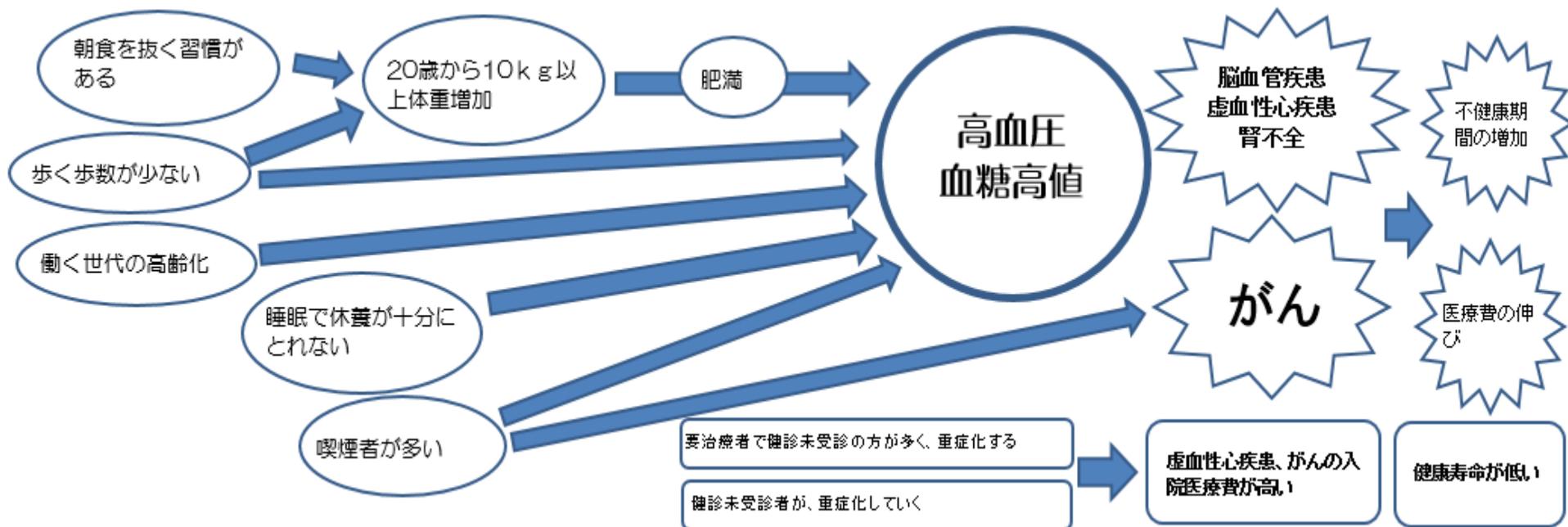
特定保健指導ってどんなことをするの？

まず、対象者の方に、健康診断の結果を理解してご自身の体の変化に気づいていただいた後に、保健師・管理栄養士と一緒にご自身の生活習慣を振り返ります。

そして、食事や運動等の生活習慣を改善するための目標を個別に設定し、その目標を達成できるように、保健師・管理栄養士が支援していきます。最終的には、対象者ご本人がご自身の健康を自己管理できるようになることを目指します。



6. データヘルス計画について（第2期保健事業実施計画）



【健康課題】

- ・ 高血圧リスク保有者が多い=服薬の有無に関わらず高血圧（ $\geq 160/100$ ）が5.21%（H28年度 生活習慣病予防健診受診者93,435人中4,871人）
 - ・ 空腹時血糖が高い人の割合が増加傾向である（H27年度特定健診データ 空腹時血糖 ≥ 100 ：男45.0%【+0.76】女23.9%【+0.67】、空腹時血糖 ≥ 126 ：男9.0%【+0.54】、女3.1%【+0.55】）
 - ・ 喫煙者の割合が多い（H27年度特定健診データ 男45.8%【+0.94】、女13.8%【-1.04】）
 - ・ 20歳から10キロ以上体重増加した人が多い（H27年度特定健診データ 男46.3%【+0.27】、女28.4%【+0.66】）
 - ・ 初診で心臓カテーテル検査を実施したレセプトのある患者（H28年度114人）のうち、健診未受診者は57.9%（66人）だった。初診で心臓カテーテル検査を実施したレセプトのある患者のうち、60歳未満の患者は43.9%（50人）だった
 - ・ 特定健診受診率が47.6%と全国平均50.1%に満たない（平成28年度実績）
- ※【】内はZスコア

○ データヘルス計画（第2期保健事業実施計画）

<p>☆ 上位目標 の設定 【重大な疾患の発症を防ぐ】 (10年以上経過後に達する目標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『働き盛り世代の突然死を防ぐ。』 ～35歳以上の被保険者の虚血性心疾患発症率を平成28年度0.06%から0.05%に改善させる～
<p>☆ 中位目標 の設定 【検査値等が改善する】 (6年後に達成する目標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ II度以上高血圧の対象者の割合を平成28年度5.2%から5.0%以下に改善させる。 ・ L D L コレステロール180m g / d l 以上の割合を平成29年度4.2%から4.0%以下に改善させる。

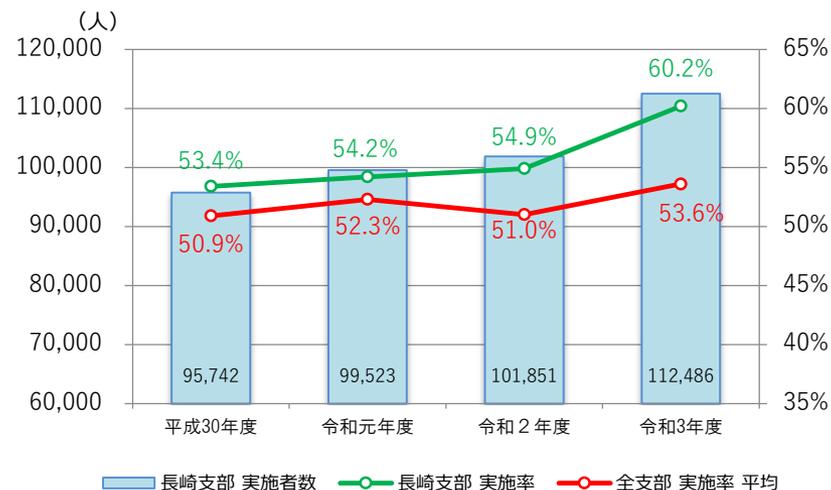
☆ 下位目標 の設定 【中位目標達成に近づくため】（数値目標）		
優先	事業名	目標を達成するために具体的に実施する内容
①	受診率向上事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診の受診率を65%にする。
②	特定保健指導事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導実施率35%にする。
③	重症化予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ II度以上高血圧の対象者の収縮期血圧平均値を下げる。（平成28年度収縮期血圧平均162.6mmHg） ・ L D L コレステロール180m g / d l 以上の割合を下げる。（平成29年度：4.2%）
④	「健康経営」宣言事業の普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「健康経営」宣言事業所を令和5年度末までに1,000社へ増やし、健診受診率と特定保健指導初回面談率を向上させる。

7. 健診の実施について

■生活習慣病予防健診事業（40歳以上本人）

令和3年度KPI 61.6%以上

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数(人)	179,382	183,674	185,434	186,980
実施者数(人)	95,742	99,523	101,851	112,486
実施率(%)	53.4	54.2	54.9	60.2
全国平均(%)	50.9	52.3	51.0	53.6



■事業者健診結果データの取得について（40歳以上本人）

令和3年度KPI 10.5%以上

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数(人)	179,382	183,674	185,434	186,980
取得件数(件)	15,158	19,038	19,399	19,273
取得率(%)	8.5	10.4	10.5	10.3
全国平均(%)	7.1	7.6	8.0	8.5



<健診の主な取り組み①> (本人分)

●生活習慣病予防健診

- (1) 健診促進経費(※)を活用した健診事業に係る覚書を70生活習慣病予防健診実施機関と締結し、生活習慣病予防健診の受診拡大を図った。

※健診機関等の取組を強化するための動機づけであり、目標を達成した場合に成果に対して支払う対価である。長崎支部では、生活習慣病予防健診において、前年度実績(R2.4~R2.12)と前々年度実績(H31.4~R1.12)の実施件数を比較し、多いほうを目標値として設定し、本年度実績(R3.4~R3.12)が向上した場合に、健診費用とは別に、1件あたり1,100円を支払う覚書を締結。

→ 70機関中30機関が目標を達成

- (2) 令和3年4月より県内で79健診実施機関で生活習慣病予防健診を実施。慢性的に生活習慣病予防健診の受診機会が不足している五島市において、健診車を保有している4健診実施機関と調整を行い集団健診を実施している。
- (3) 11生活習慣病予防健診実施機関に受診勧奨事業所リストを提供し、健診実施機関から受診勧奨を実施。
- (4) 新規適用事業所を対象に、協会職員による生活習慣病予防健診の説明及び受診勧奨を実施。(R3.4~12月実施)
(新規適用事業所(適用年月: R3.1~R3.10): 556事業所1,233名に対し案内文書を送付。(文書送付後に電話による説明)による勧奨を実施)

●事業者健診結果データ取得

- (1) 全国健康保険協会長崎支部長・長崎労働局労働基準部健康安全課長・長崎県福祉保健部国保・健康増進課長の三者連名による定期健康診断(事業者健診)結果データ提供の依頼文書を、1,000事業所へ送付。

<送付事業所選定条件>

①令和元年・2年度生活習慣病予防健診受診率20%以下 ②40歳以上の健診対象人数が6人以上(道路貨物運送業・その他の運輸業・飲食料品小売業を除く) ③40歳以上の健診対象者数が5人以上(道路貨物運送業・その他の運輸業・飲食料品小売業)

- (2) 令和3年5月より外部委託業者による「事業者健診データの提供に係る同意書等の取得勧奨業務」及び「健診結果の電子データ化業務委託」を実施。(年間勧奨件数: 1,000事業所)

<送付事業所選定条件>

①令和元年・2年度生活習慣病予防健診受診率20%以下 ②40歳以上の健診対象人数が6人以上(道路貨物運送業・その他の運輸業・飲食料品小売業を除く) ③40歳以上の健診対象者数が5人以上(道路貨物運送業・その他の運輸業・飲食料品小売業)

<健診の主な取り組み①> (本人分)

● 事業者健診結果データ取得

(3) 事業者健診(新スキーム)にかかる広報依頼を実施。

- ・中小企業団体中央会、商工会議所等、県内の商工3団体および社会保険労務士会を訪問 (R3.12.10、12.16)
→ 会報誌、ホームページ等に掲載済 (中小企業団体中央会、商工会議所、商工会)
- ・長崎県健康事業団を訪問し、事業所間での契約締結に向けた概要説明を実施 (R4.1.11)
→ 令和4年度以降、事業所との契約に向け検討中
- ・日本病院会・全日本病院協会を訪問し、会員医療機関への広報を依頼 (R4.1.12)
→ 会員向けにメールにて周知、令和4年度産業医向け講習会にて講演枠を依頼中

機密性2 事業者健診 別紙1

協会けんぽに加入する40歳以上の方

事業者健診結果は、健診機関から協会けんぽに提供をお願いします！
— 国から定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼が通知されました。 —

健診機関様へ

- 事業者健診の契約の際は、**「健診機関が協会けんぽに健診結果を提供する」旨を含んだ契約の締結をお願いします。**
- 問診票は、国が示す「**一般健康診断問診票**」の使用をお願いします。
- 定期健康診断等における血糖検査の取扱い、特定健康診査における取扱いと同じです。
- 健診のご案内の際は、**受診者様に保険証をご持参いただくようご案内をお願いします。**

① 契約
健診機関が協会けんぽへ健診結果を提供する旨を含んだ契約

② 受診(問診票)
・ 服薬歴・喫煙歴を含む問診票
・ 保険者番号の確認
・ 療養指導記号・番号の確認
・ 血糖検査の取扱いに注意

③ 健診結果データの提供

※ 契約書及び問診票のひな型は、「定期健康診断等及び特定健康診査の実施に関する協力依頼」(基発1223第5号・保業1223第1号)に示されています。
※ 血糖検査の取扱いについては、「定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて」(基発1223第9号)をご確認ください。

健診結果は個人情報ですが、協会に提供しても大丈夫です！
高齢者の医療の確保に関する法律により、事業者が健診結果を保険者へ提供することが義務付けられており問題はありません。また、このような法律に義務付けがある場合、健診を受けた方(受診者様)の同意も必要ありません。(個人情報の保護に関する法律第23条)
事業者に代わり健診機関様が協会けんぽに事業者健診結果を提出することを、**予め契約で取り決めること**で、健診機関様から協会けんぽに直接提供することができます。

全国健康保険協会 長崎支部 協会けんぽ

【お問合せ先】 TEL:095-829-5002
【受付時間】 8:30~17:15 (土日祝を除く)

機密性2 事業者健診 別紙2

従業員の皆様の健康を守りましょう

協会けんぽに加入する40歳以上の方

事業者健診結果を協会けんぽに提供ください
生活改善が必要な方に、特定保健指導を提供いたします

事業主様へ

- ① 事業者健診のご契約の際は、**「健診機関が協会けんぽに健診結果を提出する」旨を含んだ契約をお願いします。**
- ② **健診受診時に従業員様に保険証をご持参いただくようご説明をお願いします。**

① ご契約
健診機関が協会けんぽへ健診結果を提供する旨を含んだ契約

② 受診(問診票)
※ 保険者番号の記入
※ 被保険者記号・番号の記入

③ 健診結果データの提供

メリット
(C)(B)(A) 特定保健指導
マイナポータル

事業主様に代わり、健診機関が協会けんぽに事業者健診結果を提出することを、予め契約の中で取り決めることで、健診機関から協会けんぽに直接提供されます。

提供した健診結果はどのような目的で使用されるのでしょうか？

- (A) 健診結果に基づき、生活習慣の改善が必要な方に特定保健指導を行います。
- (B) 事業所の健康度を見える化した事業所カルテを提供します。
- (C) マイナポータルを通じて、自身の特定健診情報等を閲覧することができます。

健診結果は個人情報ですが、協会に提供しても大丈夫です！
高齢者の医療の確保に関する法律により、事業主様が健診結果を保険者へ提供することが義務付けられており問題はありません。また、このような法律に義務付けがある場合、健診を受けた方(従業員様)の同意も必要ありません。(個人情報の保護に関する法律第23条)

全国健康保険協会 長崎支部 協会けんぽ

■ 特定健診事業（40歳以上家族）

令和3年度KPI 32.8%以上

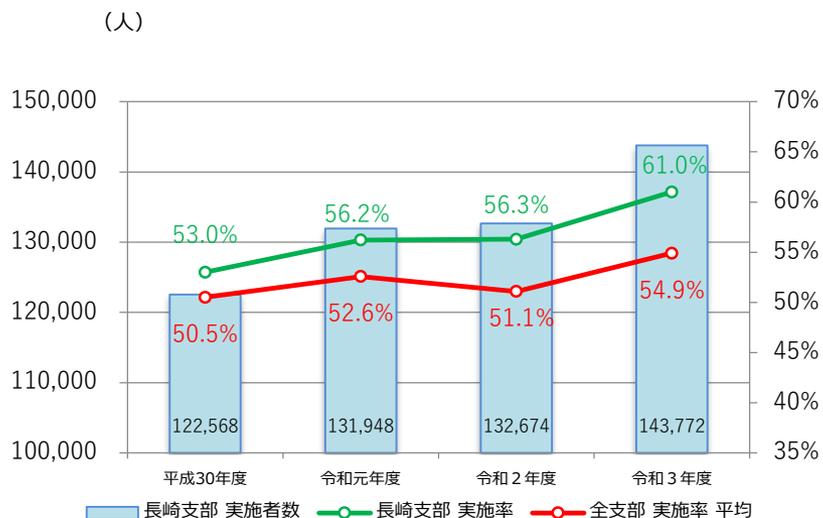
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数(人)	51,669	51,060	50,397	48,833
実施者数(人)	11,668	13,387	11,424	12,013
実施率(%)	22.6	26.2	22.7	24.6
全国平均(%)	24.4	25.5	21.3	26.4



■ 受診率合計

令和3年度目標 59.1%以上

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数(人)	231,051	234,734	235,831	235,813
実施者数(人)	122,568	131,948	132,674	143,772
実施率(%)	53.0	56.2	56.3	61.0
全国平均(%)	50.5	52.6	51.1	54.9



<健診の主な取り組み②> (家族分)

○特定健診

- ・市町と連携し、協会けんぽの「特定健診」と市町が実施している「がん検診」の同時実施案内を拡大して実施。
- ・令和3年9月から12月にかけて、長崎市（長崎ブリックホール（3回）・南部市民センター（1回））、佐世保市（佐世保卸団地協同組合（2回）・中央保健福祉センター（1回））、大村市（シーハット大村（3回））、島原市（島原市有明文化会館（1回）・島原文化会館（1回））、協会主催の集団健診（がん検診を含む）を実施。
- ・令和3年9月から令和4年3月にかけて、特定健診未受診者に対し、オプション健診（付加価値）を活用した支部主催の集団健診を実施。（開催回数及び市町を拡大）
- ・令和4年2月に長崎市（1,627名）・長与町（173名）・時津町（163名）・佐世保市（908名）・諫早市（532名）・大村市（332名）在住で、令和元年度・令和2年度において、いずれかの年度で健診受診歴があり、今年度健診を受けていない方に対し、文書による受診勧奨を実施した。

※実施件数等については<令和3年度 健診の主な取り組み③、④-1.2> 参照



健康づくりは幸せづくり!

毎年受けて、健康管理。

協会けんぽ長崎支部キャラクター
尾まがり猫家族



<健診の主な取り組み③> (家族分)

・「協会けんぽの特定健診」と「市町のがん検診」の同時実施案内について

(件)

市町名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
長崎市 (H26 野母崎・三和 H27・28 野母崎・三和・外海 H29・30 野母崎・三和・外海・香焼・伊王島 ※協会主催のみ)	1,604	2,690	5,910	6,334	4,000	4,207
大村市 ※協会主催のみ	－	2,342	2,662	2,816	2,686	2,707
諫早市 (多良見・飯盛・森山・小長井・高来)	1,537	1,465	1,549	1,509	※市の集団 健診中止	※案内中止 受入れ可
島原市 ※協会主催のみ	－	－	1,489	1,485	1,401	2,599
平戸市	621	806	818	845	829	785
川棚町 ※令和元年度は2回案内	475	459	479	900	※案内中止 国保優先	407
新上五島町	519	531	512	－	501	596
佐世保市	8,449	8,026	8,814	7,984	※案内中止 国保優先	12,186
西海市	1,072	1,000	1,025	971	1,019	997
五島市	779	1,011	1,061	1,044	※案内中止 国保優先	※案内中止 国保優先
対馬市	861	818	830	842	845	794
長与町	1,385	1,467	1,051	1,493	1,304	1,388
東彼杵町 ※令和元年度は2回案内	273	264	259	468	226	232
松浦市	－	671	693	693	※案内中止 国保優先	678
時津町	－	1,095	1,064	1,109	※案内中止 国保優先	※案内中止 国保優先
波佐見町	－	513	494	518	※案内中止 国保優先	523
佐々町	－	553	574	580	※案内中止 国保優先	515
雲仙市 ※R1新規	－	－	－	1,476	1,436	1,479
案内件数 (合計)	17,575	23,711	29,284	31,067	14,247	30,093

※長崎市 (H28～R3年度) 大村市 (H28～R3年度) 島原市 (H30～R3) については、協会主催の集団健診とがん検診のセット健診案内分を含む。

<令和3年度 健診の主な取り組み④-1> (家族分)

・「協会けんぽ主催の集団健診」の実施について

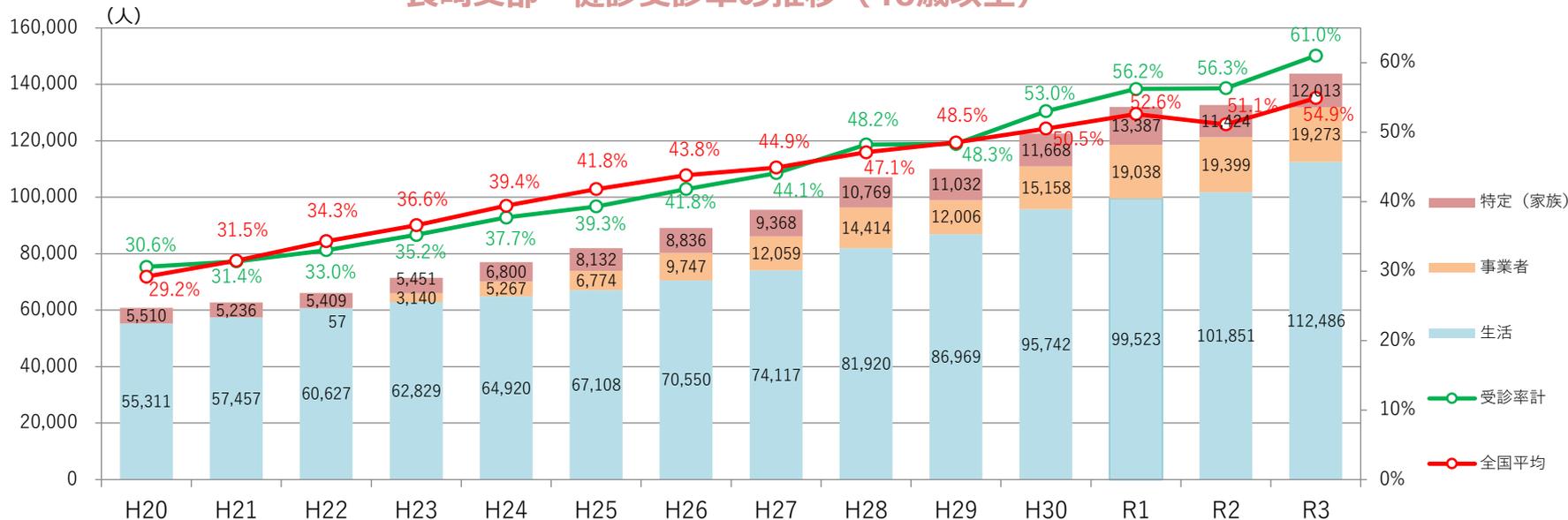
市町名	案内件数	受診件数	備考
長崎市 (11月～12月：4日間)	4,207	611	※長崎市と同時 (がん検診同時実施)
長崎市+ (長与町) (1月～2月：9日間)	12,507	609	オプション：○血清クレアチニン+eGFR (無料) ○骨密度測定 (無料) ○血液腫瘍マーカー他 (有料)
佐世保市 (12月：3日間)	4,085	272	オプション：○血清クレアチニン+eGFR (無料) ○骨密度測定 (無料) ○血管年齢測定 (無料) ○血液腫瘍マーカー他 (有料)
佐世保市 (3月：6日間)	6,674	349	オプション：○血管年齢測定 (無料) ○血液オプション検査 (有料) ○自己採取HPV検査 (優良) ○大腸がん検査 (有料)
平戸市 (3月：1日間)	710	52	○血清クレアチニン+eGFR (無料) ○骨密度測定 (無料) ○血管年齢測定 (無料) ○血液腫瘍マーカー他 (有料)
松浦市 (3月：1日間)	501	36	○血清クレアチニン+eGFR (無料) ○骨密度測定 (無料) ○血管年齢測定 (無料) ○血液腫瘍マーカー他 (有料)
大村市 (10月：3日間)	2,707	300	※大村市と同時 (がん検診同時実施)
大村市 (2月：2日間)	2,285	91	オプション：○血管年齢測定 (無料) ○血液オプション検査 (有料) ○自己採取HPV検査 (優良) ○大腸がん検査 (有料)
諫早市 (10月～11月：4日間)	4,162	370	オプション：○血清クレアチニン+eGFR (無料) ○骨密度測定 (無料) ○血液腫瘍マーカー他 (有料)
諫早市 (2月：1日間)	3,647	116	オプション：○血管年齢測定 (無料) ○血液オプション検査 (有料) ○自己採取HPV検査 (優良) ○大腸がん検査 (有料)
島原市 (12月：2日間)	1,434	167	オプション：○がん検診同時実施 ○血清クレアチニン+eGFR (無料) ○骨密度測定 (無料) ○血液腫瘍マーカー他 (有料)
島原市 (2月：1日間)	1,165	34	オプション：○がん検診同時実施 ○血清クレアチニン+eGFR (無料) ○骨密度測定 (無料) ○血液腫瘍マーカー他 (有料)
南島原市 (9月：1日間)	1,282	133	オプション：○血清クレアチニン+eGFR (無料) ○骨密度測定 (無料) ○血液腫瘍マーカー他 (有料)
南島原市 (1月：1日間)	1,063	43	オプション：○血清クレアチニン+eGFR (無料) ○骨密度測定 (無料) ○血液腫瘍マーカー他 (有料)
雲仙市 (9月：1日間)	1,426	122	オプション：○血清クレアチニン+eGFR (無料) ○骨密度測定 (無料) ○血液腫瘍マーカー他 (有料)
雲仙市 (1月：1日間)	1,192	38	オプション：○血清クレアチニン+eGFR (無料) ○骨密度測定 (無料) ○血液腫瘍マーカー他 (有料)

<令和3年度 健診の主な取り組み④-2> (家族分)

・「協会けんぽ主催の集団健診」の実施について

市町名	案内件数	受診件数	備考
西海市 (1月:1日間)	820	67	○血清クレアチン+eGFR (無料) ○骨密度測定 (無料) ○血液腫瘍マーカー他 (有料)
東彼杵町+川棚町+波佐見町 (2月:1日間)	909	88	○血清クレアチン+eGFR (無料) ○骨密度測定 (無料) ○血液腫瘍マーカー他 (有料)
時津町 (2月:1日間)	958	92	○血清クレアチン+eGFR (無料) ○骨密度測定 (無料) ○血液腫瘍マーカー他 (有料)
五島市 (9月:2日間)	932	95	オプション: ○血清クレアチン+eGFR (無料) ○血液腫瘍マーカー他 (有料) ○骨密度測定 (無料)
五島市 (2月:2日間) ※R1~	772	32	オプション: ○肌年齢測定 (無料) ○血液腫瘍マーカー他 (有料)
上五島町 (2月:5日間) ※R1~	488	22	オプション: ○肌年齢測定 (無料) ○血液腫瘍マーカー他 (有料)
杵岐市 (3月:3日間) ※R1~	706	81	オプション: ○肌年齢測定 (無料) ○血液腫瘍マーカー他 (有料)
合計	54,632	3,820	

長崎支部 健診受診率の推移 (40歳以上)



8. 特定保健指導の実施について

■被保険者特定保健指導の実績評価

令和3年度KPI 28.9%以上

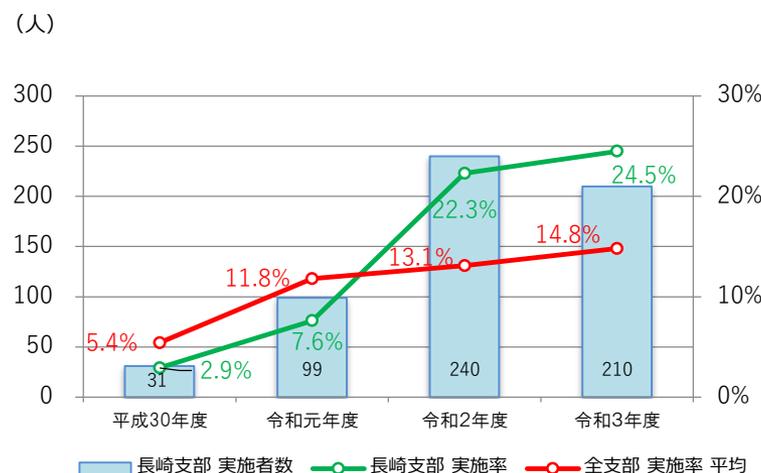
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数(人)	21,293	22,825	23,956	24,140
実施者数(人)	5,580	5,439	4,915	6,577
実施率(%)	26.2	23.8	20.5	27.2
全国平均(%)	16.6	18.0	15.3	18.2



■被扶養者特定保健指導の実績評価

令和3年度KPI 22.7%以上

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数(人)	1,068	1,307	1,076	856
実施者数(人)	31	99	240	210
実施率(%)	2.9	7.6	22.3	24.5
全国平均(%)	5.4	11.8	13.1	14.8



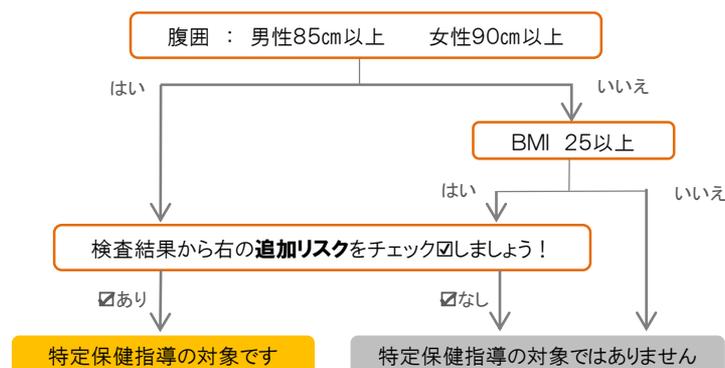
■ 合計特定保健指導の実績評価

令和3年度目標 28.5%

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数(人)	22,361	24,132	25,032	24,996
実施者数(人)	5,611	5,538	5,155	6,787
実施率(%)	25.1	22.9	20.6	27.2
全国平均(%)	16.0	17.7	15.2	18.1



特定保健指導の対象となる方の判定基準



一追加リスク

項目	基準	☑
血压	収縮期血压130mmHg以上 または拡張期血压85mmHg以上	<input type="checkbox"/>
脂質	中性脂肪150mg/dl以上 またはHDLコレステロール40mg/dl未満	<input type="checkbox"/>
血糖	(空腹時血糖、随時血糖※) 100mg/dl以上または、HbA1c (NGSP値) 5.6%以上 ※食事開始から3.5時間以上経過していること	<input type="checkbox"/>
喫煙	現在タバコを吸う (※喫煙は他の項目がある場合のみ数えます。)	<input type="checkbox"/>



協会けんぽ長崎支部キャラクター

＜令和3年度 保健指導の主な取り組み①＞

○特定保健指導

- ・保健師（15名）・管理栄養士（3名）により、長崎県内の事業所を訪問し、対象者に特定保健指導を実施。
- ・健診機関による特定保健指導外部委託については、25健診機関と契約締結。
- ・特定保健指導専門機関による特定保健指導外部委託については、3専門機関と契約締結
 - ①協会保健師等が不足する地域に対する特定保健指導（離島等）
 - ②勤務時間中に特定保健指導が困難な事業所、対面での特定保健指導が困難な方に対する情報通信技術による特定保健指導
 - ③継続支援が可能な特定保健指導

結果

- ・外部委託による特定保健指導実績評価
令和元年度：1,952人、令和2年度：2,223人、令和3年度：2,127人（R4.3.1時点データ）

まとめ

- ・健診時の特定保健指導の委託の拡大、勧奨力・特定保健指導内容が優れている特定保健指導専門機関に委託することによりコロナ禍での特定保健指導を増加させることができた。

9. 重症化予防対策の推進

■ 受診勧奨後3ヶ月以内に医療機関を受診した者の割合

令和3年度 K P I 11.8%

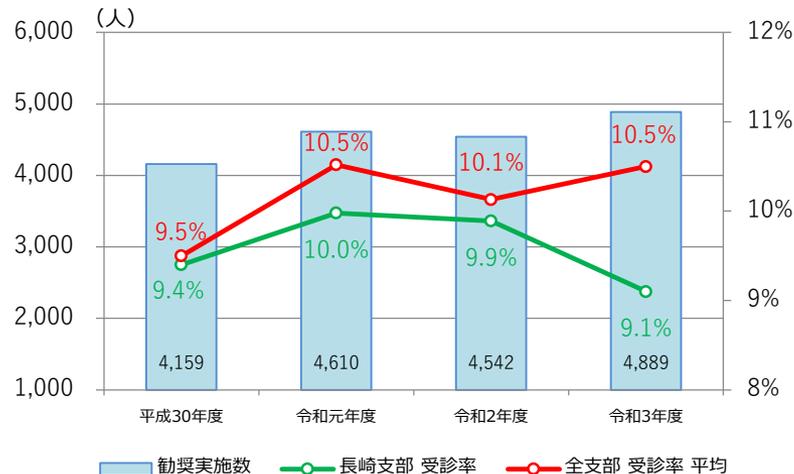
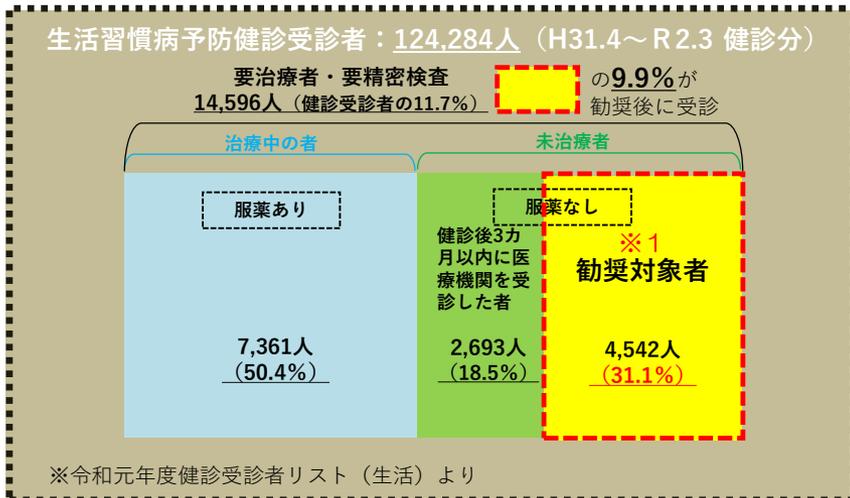
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
勧奨実施数 (人) ※1	4,159	4,610	4,542	4,889
受診率(%)	9.4	10.0	9.9	9.1
全国平均(%)	9.5	10.5	10.1	10.5

※1生活習慣病予防健診受診者のうち、血圧値または血糖値で要治療（表1参照）と判定され、健診受診前月及び健診後3ヵ月以内に医療機関を受診していない者の数。

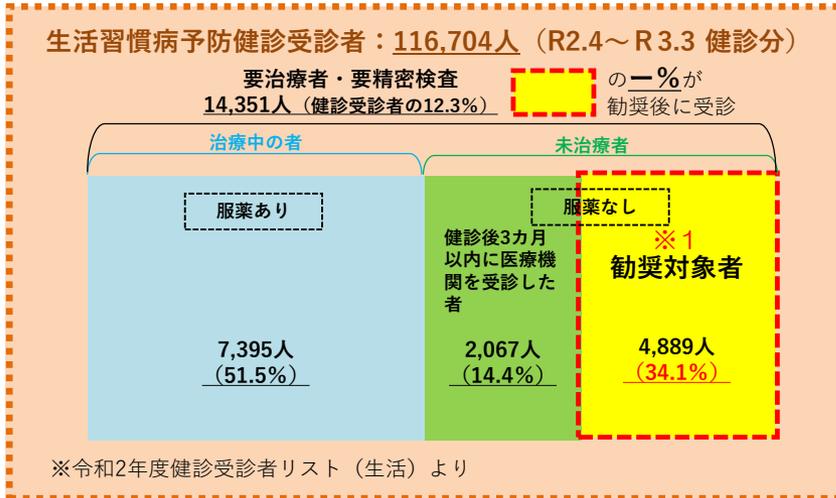
《表1》一次勧奨域基準

収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c(NGSP値)
160mmHg 以上	100mmHg 以上	126mg/dl 以上	6.5%以上

○令和2年度：R1.10～R2.9 一次勧奨分(H31.4～R2.3 健診分)



○令和3年度：R2.10～R3.9 一次勧奨分(R2.4～R3.3 健診分)



<保健指導の主な取り組み②>

○重症化予防対策

◆未治療者に対する受診勧奨

【協会けんぽ本部と連携した取り組み】

- ・40歳以上75歳未満の生活習慣病予防健診受診者のうち、血圧値（収縮期血圧160mmHg以上、または100mmHg以上）、血糖値（空腹時126mg/dl以上、またはHbA1c6.5%以上）の方で、健診後3ヵ月以内に医療機関を受診していない方に対し受診勧奨を行った。

※一次勧奨（協会本部にてハガキによる受診勧奨）

※二次勧奨（長崎支部にて電話による受診勧奨、不通の方には、自宅に文書送付）

【協会けんぽ長崎支部独自の取り組み】

『働き盛り世代の突然死を防ぐ』（データヘルス計画 上位目標）

- ・Ⅱ度以上高血圧の対象者の収縮期血圧平均値を下げる。
- ・生活習慣病予防健診受診者に対して高血圧予防の周知チラシを送付し、健康診断時の血圧の値を参考に、自宅での血圧測定を勧め、必要な者には医療機関への受診案内を行った。
- ・減塩チェックシートを作成し、保健指導の際に活用した。
- ・LDLコレステロール180mg/dl以上の割合を下げる。
LDLコレステロール高値の方（180mg/dl以上の方）に対し、文書による受診勧奨業務を実施。

◆糖尿病性腎症患者の重症化予防（加入者の生活の質の維持及び人工透析への移行を防止）

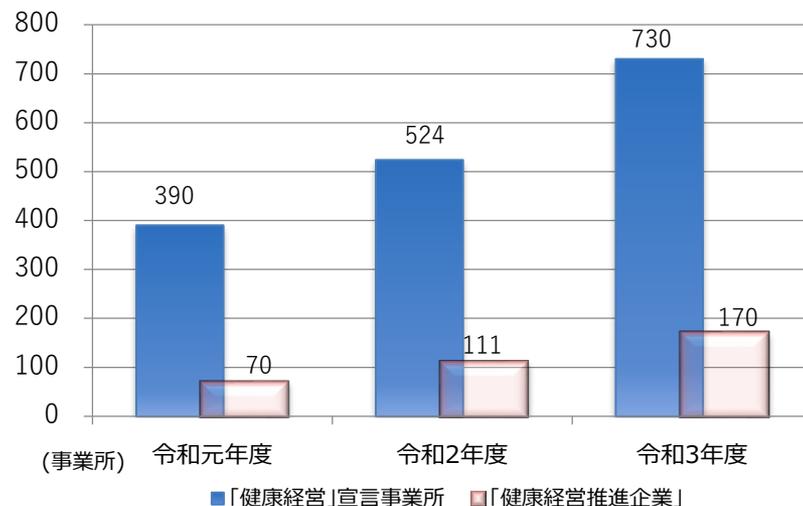
- ・糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、対象者を抽出（①糖尿病治療中②尿蛋白±以上③eGFR30(ml/分/1.73m²)以上）健診結果より①～③にすべて該当した方に対する保健指導を案内。
外部委託先の（株）カルナヘルスサポートが保健指導を実施している。→ 41名に特定保健指導を実施。

※事業開始前に長崎県・長崎県医師会等関係機関を訪問、連携を行ったことで、事業は円滑に進捗している。

10. 長崎県との共同による「健康経営」宣言事業について

■ 「健康経営」宣言事業所数（累計）の推移

令和3年度KPI 700事業所	令和元年度	令和2年度	令和3年度
「健康経営」宣言事業所数	390	524	730
「健康経営推進企業※」数	70	111	170



※5つの取り組みと「健康経営推進企業」の認定基準

<取り組み1>

生活習慣病予防健診受診向上への取り組み

認定基準:生活習慣病予防健診受診率80%以上

<取り組み2>

健診受診結果による治療の徹底と保健指導の活用への取り組み

認定基準:特定保健指導初回実施率50%以上

<取り組み3>

事業所全体で継続的な健康増進の取り組みや改善に向けた取り組み

認定基準:「運動・身体活動を促進する取り組み」を行っていること

<取り組み4>

禁煙・受動喫煙対策に関する取り組み

認定基準:取り組みを行っていること

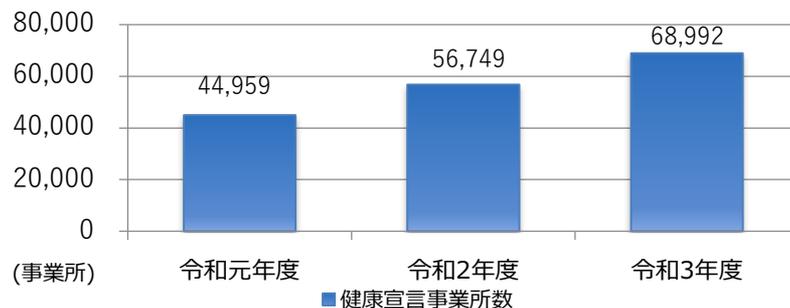
<取り組み5>

メンタルヘルスへの取り組み

認定基準:取り組みを行っていること

(参考) 全国健康宣言事業所数（累計）の推移

令和3年度KPI 57,000事業所	令和元年度	令和2年度	令和3年度
健康宣言事業所数	44,959	56,749	68,992



月	「健康経営」宣言事業の主な取り組み状況について
令和3年度 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・4月より「健康経営推進企業」へのインセンティブとして、長崎県建設工事入札参加者格付における主観点への加点を開始。（令和3年度までに「健康経営推進企業」に認定された事業所に対して令和4年度に加算） ・メルマガ4月号に入札加点にかかるインセンティブの案内を掲載。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康経営」宣言をしていない被保険者10名以上の建設業の事業所763社に、入札加点にかかるインセンティブについて案内したパンフレット等を送付。 ・「健康経営」宣言をしていない被保険者35名以上の事業所1,052社にパンフレット等を送付。その内、63社については電話案内を実施。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県産業労働部のメルマガにて、「健康経営」宣言事業の紹介記事を掲載。 ・「健康経営」宣言をしていない被保険者16～34名の事業所1,473社にパンフレット等を送付。 ・「健康経営」宣言事業所606社に「ながさきヘルシーアワード」応募案内等を送付。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に「健康経営」宣言事業の登録を行った事業所に対して、保健師による特定保健指導と併せて訪問相談を開始。（新規の「健康経営」宣言事業所訪問4社） ・「健康経営」宣言をしていない被保険者5～9名の建設業の事業所1,066社に、入札加点にかかるインセンティブについて案内したパンフレット等を送付。 ・長崎県産業労働部のメルマガにて、「健康経営」宣言事業の紹介記事を掲載。

月	「健康経営」宣言事業の主な取り組み状況について
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県と共同で長崎労働局を訪問し、「健康経営」宣言事業への働きかけを実施。継続協議とした。 ・令和3年度「健康経営推進企業」認定事業所61社を選定。 ・健康経営EXPRESS8月号と健診受診勧奨ポスター・保健指導周知ポスターを宣言事業所638社に送付。うち543社に事業所カルテを送付。 ・「健康経営」宣言をしていない被保険10名～15名の事業所1,464社にパンフレット等を送付。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県福祉保健部長として、寺原部長が令和3年8月1日付で就任したため、あいさつと意見交換を実施。 ・令和3年度「健康経営推進企業」認定事業所のうち、18社を訪問し認定証の授与と意見交換を実施。43社については認定証を郵送。 ・アクサ生命保険株式会社長崎支社主催の健康経営共済フォーラムに参加。宣言事業所へのインセンティブ等について紹介。 ・「健康経営」宣言をしていない生活習慣病予防健診実施機関38機関の健診担当者あてにパンフレット等を送付。 ・令和3年7月以降に「健康経営」宣言を行った事業所44社に、健康経営EXPRESS 8月号と健診受診勧奨ポスター・保健指導周知ポスターを送付。うち30社に事業所カルテを送付。 ・「健康経営」に関する覚書締結に向けて、明治安田生命保険相互会社長崎支社と協議を開始。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙「支部通信」10月号に「健康経営推進企業」認定にかかる広報記事を掲載。 ・10月2日（土）長崎新聞朝刊に、令和3年度「健康経営推進企業」認定事業所を掲載いただく。 ・健康経営EXPRESS 10月号と臨時号（長崎支部の医療費情報を掲載）を宣言事業所696社に送付。うち543社に事業所カルテを送付。 ・長崎県と共同で長崎労働局を訪問し、求人票への「健康経営推進企業」掲載にかかる働きかけを実施。継続協議とした。

月	「健康経営」宣言事業の主な取り組み状況について
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・出島メッセ長崎にて、第3回健康長寿日本一長崎県民会議総会を開催。「健康経営推進企業」2社を、長崎県知事及び協会けんぽ長崎支部長の連名にて「ながさきヘルシーアワード（健康経営推進企業の部）」として表彰。 ・11月22日～12月13日の毎週月曜日に、「健康経営」の認知度向上に向けたテレビ広報を長崎県が実施。全4回のうち3回に、「健康経営推進企業」3社が出演。あわせて、11月25日のメルマガ11月号にて、テレビ広報に関する紹介記事を掲載。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>長崎県と共同で長崎労働局を訪問し、「健康経営」宣言事業への働きかけを実施。求人票への「健康経営推進企業」掲載にかかる取り扱いについて合意。ハローワーク職員への周知依頼文書及びパンフレットを提供。</u> ・<u>「健康経営」に関する覚書締結に向けて、アクサ生命保険株式会社長崎支社と協議を開始。</u> ・健康経営EXPRESS 12月号を宣言事業所705社に送付。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>「健康経営」の普及推進にかかる協力事業者の公募を実施。アクサ生命保険株式会社長崎支社、東京海上日動火災保険株式会社長崎支店、明治安田生命保険相互会社長崎支社を協力事業者として選定。</u>
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・健康経営EXPRESS 2月号を宣言事業所712社に送付。 ・アクサ生命保険株式会社長崎支社、東京海上日動火災保険株式会社長崎支店、明治安田生命保険相互会社長崎支社と、「健康経営」の普及推進にかかる覚書締結の打ち合わせを実施。

月	「健康経営」宣言事業の主な取り組み状況について
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・3月4日放送の週刊健康マガジンに出演し、『従業員と企業の明るい未来を作る「健康経営」』のタイトルで「健康経営」宣言事業についての広報を実施（2月25日撮影）。 ・令和4年度に使用する「健康経営」宣言事業周知用パンフレットを作成。 ・3月8日に、東京大学主催シンポジウム「都道府県による持続可能な健康経営施策の設計－働き盛り世代の健康増進と地域の活性化に向けて－」にWeb参加。 ・3月10日に明治安田生命保険相互会社長崎支社と「健康経営」の普及推進にかかる覚書締結式を開催。3月24日にアクサ生命保険株式会社長崎支社と覚書締結式を開催。 ※4月22日に東京海上日動火災保険株式会社長崎支店と覚書締結式を開催。

長崎県健康づくり優良事列表彰（ながさきヘルシーアワード）表彰式

日 時：令和3年11月18日（木）

場 所：出島メッセ長崎 会議室

長崎県では、県民の健康増進のため健康長寿日本一長崎県民会議を設置し、81団体からなる構成団体の協力のもと、健康長寿日本一に向けた県民運動を展開しています。

健康づくりのための先進的な活動や独自の工夫により、成果を上げている企業・団体、教育機関、自治体を表彰することにより、県民運動の更なる展開を図ることを目的に、「長崎県健康づくり優良事列表彰（ながさきヘルシーアワード）」が令和元年度に創設されています。

令和3年度で「ながさきヘルシーアワード」も第3回を迎え、健康づくりのための積極的な活動や独自の工夫により成果を上げている団体として、5団体様が表彰されています。

「健康経営推進企業の部」では、「健康経営推進企業」認定事業所の「東七株式会社（佐世保市）」様、「株式会社 新長崎製作所（諫早市）」様（順不同）が、長崎県知事および協会けんぽ長崎支部長の連名にて「ながさきヘルシーアワード」を表彰されました。

また、今回から新設された「ながさき3MYスター（継続部門）」にて、過去に「ながさきヘルシーアワード」を受賞された「エコー電子工業株式会社（佐世保市）」様、「株式会社 トータル（諫早市）」様、「社会福祉法人 南高愛隣会（諫早市）」様（順不同）についても、継続して優れた取り組みを実践されており、「ながさきヘルシーアワード」を受賞されています。



前列 受賞者の皆様(左から 東七株式会社様、株式会社新長崎製作所様、医療法人重工記念長崎病院様、島原市ウォーキングサークル様、諫早市様)



「健康経営」宣言事業所へのインセンティブ

①スポーツクラブの利用特典

健康経営
EXPRESS



2021
臨時号

事業主の皆様へ！
「健康経営」宣言事業にご登録いただくと

インセンティブ スポーツクラブ「ルネサンス」
がお得に利用できます！

健康づくりのサポート強化を目的に、「健康経営」宣言事業所へのサービスとして、全国170か所でスポーツクラブを展開している株式会社ルネサンス様と契約(公認によるもの)を行い、「健康経営」宣言事業所(および健康保険委員の所属する事業所)の加入者様(被保険者ご本人および扶養家族)がお得に利用できるようになりました。

お得な内容の例！

<p>①全国のルネサンスを月1回でも使えば、全国の「Monthlyコーポレート会員」 全国マスター会員(15,620円(税込))と比べて約6,000円お得。</p> <p>9,570円/月(税込)</p>	<p>スポーツクラブ ルネサンス長崎ココウォーク</p> <p>ルネサンス長崎ココウォークの正会員12,320円よりもお得！</p>	<p>スポーツクラブ ルネサンス佐世保</p> <p>ルネサンス佐世保のみの利用であれば、ルネサンス佐世保の正会員9,130円の方がお得ですが、「Monthlyコーポレート会員」であれば、全国のルネサンスを利用可能のため、出張や転勤、帰省したときにもそのまま利用可能！</p>
<p>②オンライン会員</p> <p>1,100円/月(税込)</p>	<p>育児中の方でなかなか外出できない方も…</p> <p>在宅勤務でちょっと運動不足の方も…</p>	<p>自宅いながら、パソコンやスマホでスタジオレッスンが受けられる新サービス「オンラインライブストリーム」も使いやすく、お手頃価格で利用可能！</p> <p>※①の「Monthlyコーポレート会員」にご登録の方は、オンラインライブストリーム無料ご利用できます！</p>

詳細についてはルネサンスホームページ(<https://hpmgt.s-re.jp/840011632863>)をご覧ください。お手続き方法、利用料金等についてはご利用されるルネサンス店舗にお問い合わせください。

健康づくりのサポートとして、「健康経営」宣言事業所の加入者(被保険者及びご家族)様は、全国170か所でスポーツクラブを展開しているスポーツクラブ「ルネサンス」をお得に利用できます。

②長崎県建設工事入札参加者格付における主観点への加算

健康経営
EXPRESS



2022.2

建設業の皆様へ！ さらに！「健康経営推進企業」に認定されると…

インセンティブ 「長崎県建設工事入札参加者格付」
で主観点に加算されます！

長崎県と協会けんぽ長崎支部で共同実施している「健康経営」宣言事業では、ご登録いただいた事業所様に、健康づくりに関する「5つの取り組み」に取り組んでいただき、取り組み内容が優れた事業所様を「健康経営推進企業」として、長崎県知事と協会けんぽ長崎支部長の名で認定を行っています。

このたび、長崎県建設工事入札参加者格付要綱(令和3年3月29日改正)にて、主観的審査項目に「長崎県健康経営推進企業」が追加され、「健康経営推進企業」認定事業所様は、令和4年度分の入札参加資格にかかる定期申請から、主観点に+5点加算されるようになりました。

※5つの取り組み及び認定されるまでの流れについては、別冊のパンフレットをご覧ください。
長崎県建設工事入札参加格付の詳細については、長崎県土木部総務課ホームページ(<https://www.pref.nagasaki.jp/bunru/machidukuri/tochi-kensetsusugyo/kensetsu/nyusatusanka/>)をご覧ください！

まずは、「健康経営」宣言事業に登録して
「健康経営推進企業」を目指してみませんか？

使ってみませんか？

ジェネリック医薬品

「ジェネリック医薬品」とは、新薬と同等の有効成分と効果があると厚生労働省が認めているお薬です。新薬と比べて、最大6割もお薬代の負担が軽くなるものがあります。ご希望の方は、かかりつけの医師、薬剤師にご相談ください。

ジェネリックに
できますか？

その一言で
2つにプラス。

〒850-8537 長崎市大町9-22 大塚大町ビル本館9階 企画総務グループ 全国健康保険協会 長崎支部
電話:095-829-6000(代表)(受付時間:平日8:30~17:15) 協会けんぽ

「健康経営推進企業」に認定されると、長崎県建設工事入札参加者格付において主観点に+5点加算されます。こちらは「健康経営推進企業」のみが対象です。

③ハローワーク求人票への「健康経営推進企業」掲載

健康経営
EXPRESS



2022.2

「健康経営推進企業」の皆様！

ハローワークの求人票へ「健康経営推進企業」であることを掲載して、従業員の健康づくりに積極的に取り組んでいることをPRしませんか？

多くのメリットが！

「健康経営」に取り組み、大切な従業員の健康を守る事業所であることをPRすることで、「人材不足の解消」や「優秀な人材確保」にもつながると考えられます！
もちろん、求職者の方にとっても働く人大切な企業を選ぶことはメリットです。

ハローワーク職員様にも！

事前に長崎労働局様へご相談を行い、長崎県内のハローワーク職員様へ「健康経営」のパンフレット等を配布いただき、「健康経営推進企業」の制度内容について周知をお願いしています！

求人申込書の「求人に関する特記事項欄」に「長崎県より「健康経営推進企業」に認定されています」と記入することで求人票に掲載されます。「健康経営推進企業」のPRとより良い人材確保を図りましょう！

ハローワークの求人票へ「健康経営推進企業」であることを掲載すると、求職者から問い合わせがあった際に、ハローワーク職員から「健康経営推進企業」の説明をいただけます。

取り組みサポートと提供ツール

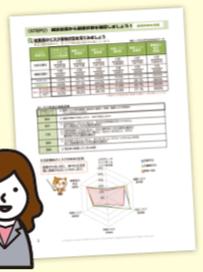
協会けんぽと長崎県が取り組みをサポート

協会けんぽ長崎支部のサポート

協会けんぽ長崎支部にご相談いただければ、生活習慣病予防健診受診向上のための具体的な取り組み提案や、保健師・管理栄養士の保健指導(無料)をご利用いただけます。

事業所カルテ

「健康経営」宣言事業に参加いただいた事業所様には、健診データと医療費データを分析した事業所カルテを配付し、事業所独自の健康増進の取り組みの参考にしていただいています。



長崎県のサポート

職場の健康づくり応援事業

健康づくりを応援するための専門スタッフを派遣して、下記テーマのうち希望するテーマ(原則1回・1テーマ)について講話します。

- 栄養・食生活
- 身体活動・運動
- 喫煙(たばこ)
- 歯・口腔の健康
- こころの健康



●「健康経営」宣言事業所への提供ツール(参考)



ミニのぼり (宣言事業所用)



ミニのぼり (認定事業所用)



取り組み事例集



周知用パンフレット



周知用ポスター



受動喫煙防止ポスター

11. その他の保健事業

■長崎県歯科医師会との連携による歯科健診事業

・目的

全国健康保険協会長崎支部と一般社団法人長崎県歯科医師会とが、平成26年12月25日に締結した、「歯及び口腔の健康づくりを目指した相互連携に関する覚書」に基づき、加入者に対して歯科健診を実施し、生活習慣病予防健診及び歯科健診の結果を活用した生活習慣病と歯周病の関連性等の分析を行い、各種広報の実施や、関係機関等へ意見発信することを目的とする。

・事業の概要

全国健康保険協会長崎支部と長崎県歯科医師会が連携し、加入者に対して歯周病検査等の歯科健診を実施し、啓発・予防及び健診後に治療することにより、歯科疾患の改善だけでなく、関連する生活習慣病改善につなげる。併せて健診実施後の受診行動及び行動変容等について分析を行うとともに、生活習慣病と歯周病予防への意識付けを図る。

・事業実施期間

令和3年12月～令和4年2月

・対象者

歯科健診事業の対象者は、長崎県内所在の事業所に勤務する全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者とする。

・歯科健診事業の実施人数（令和3年度実績）

82人（事業所訪問方式：5事業所44人 歯科医療機関での個別実施方式：38人）



「健康経営」宣言事業所 へのご案内！

先着600名様限定!!
※1事業所 50名まで訪問可能 ※5名以上でお願い致します。

無料出張歯科健診のご案内

※健診は治療ではありませんので、健康保険が使えません。今回は無料です！
※所要時間は～1人10分～15分程度！

知っていますか？ 歯周病は体全体に影響します！

歯周病は、歯垢（プラーク）といわれる細菌の塊が原因となって、歯ぐきや骨などを支えている歯周組織に炎症が起きて破壊される病気です。目頃のブラッシングだけでは取れない歯石などをほうっておくと歯周病はさらに進行し、気づかないうちに全身の病気（歯周病は、糖尿病等の他疾患との関連性があることがわかっています）の引き金となることもあるのです。
少しでも早いうちに、自分の口の中の状態を理解し、健康を守るために、この機会に受けてみましょう！

実施期間：令和3年12月16日（木）～令和4年2月28日（月）※#3,12,28～24,1,4を除く
申込期限：令和3年12月28日（火）

協会けんぽ加入者で、お勤めのご本人が対象です！
対象者を決めて長崎県歯科医師会にFAXで申込みをするだけ！簡単だね！

ご案内に留まるお問い合わせ

- 健診日当日、担当の歯科医師・歯科衛生士が事業所へお伺いします。
- 健診（治療）は、事業所の職場内で実施させていただきます。健診用の部屋及び机と椅子をご準備いただきますようお願い致します。
- 受診される方は、歯科健診時間紙票を事前に送付いたしますので、記入をお願いします。
- ※ 申込みが実施予定人数（600名）に達した場合は申込期限前でも受付終了となります。

全国健康保険協会 長崎支部 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館8階 保健グループ TEL：095-829-5002

12. 加入者・事業主との関係強化

■健康保険委員委嘱状況

健康保険委員は、
協会けんぽと加入者様の橋渡し役。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
健康保険委員 委嘱者数(名)	1,633	1,759	2,011	2,406

令和3年度 KPI46.5%	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
被保険者 カバー率(%)	40.20	41.88	46.18	47.90
全国平均(%)	39.54	42.26	45.16	47.60



月	＜健康保険委員委嘱拡大に向けた主な取り組み＞
令和3年度 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・協会事業への理解を深めてもらうため、健康保険委員2,009名に健康保険の事務手続き冊子を送付。また、長崎支部が実施している各種広報の認知度の把握と、今後のわかりやすい広報活動につなげることを目的に、ジェネリック医薬品に関する広報アンケートチラシも同封。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・7月8日、14日、16日に長崎県内3か所（長崎・佐世保・諫早）で開催された社会保険協会主催の社会保険事務講習会（初任者・新任担当者）にて、健康保険委員勧奨チラシを配布し、登録勧奨を実施。 ・支部通信7月号に健康保険委員登録勧奨記事を掲載。 ・健康保険委員活動の活性化を図ることを目的とし、健康情報誌「夏のけんこう」を健康保険委員2,104名あてに送付。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者数10～15名、「健康経営」宣言未登録の建設業事業所1,464社宛に「健康経営」登録勧奨書類郵送時に健康保険委員勧奨リーフレットも併せて郵送。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員活動の活性化を図ることを目的とし、健康情報誌「秋のけんこう」を健康保険委員2,155名あてに送付。また、健診等に関する広報アンケートチラシも同封。 ・健康保険委員未登録の被保険者数24名以上の事業所1,056社宛に健康保険委員勧奨リーフレットを郵送（このうち、被保険者数50名以上の「健康経営」宣言事業所に対して電話勧奨も実施）。また、ジェネリック医薬品に関する広報アンケートチラシも同封。

<健康保険委員委嘱拡大に向けた主な取り組み>

11月

- ・健康保険委員未登録の被保険者数15名以上の事業所1,104社（令和3年度未勧奨）宛に健康保険委員勧奨リーフレットを郵送。また、ジェネリック医薬品に関する広報アンケートチラシも同封。
- ・令和3年度年金委員・健康保険委員功労者表彰伝達式にて、支部長より、健康保険委員理事長表彰2名、健康保険委員長崎支部長表彰4名（うち3名欠席）の表彰を実施。欠席者3名については、後日郵送による表彰状の授与を実施。表彰伝達式後の研修会では、令和4年1月1日法改正事項やマイナンバーカードの健康保険証利用、被扶養者資格再確認等について説明。
- ・ホームページに令和3年度年金委員・健康保険委員功労者表彰伝達式について掲載。

12月

- ・健康保険委員未登録の被保険者数9名以上の事業所1,500社（令和3年度未勧奨）宛に健康保険委員勧奨リーフレットを郵送。また、健診等に関する広報アンケートチラシも同封。
- ・メルマガ12月号に令和3年度年金委員・健康保険委員功労者表彰伝達式について掲載。

1月

- ・健康保険委員未登録の被保険者数7名以上の事業所1,500社（令和3年度未勧奨）宛に健康保険委員勧奨リーフレットを郵送。

2月

- ・コロナウイルスのため中止となった社会保険事務講習会の参加予定者に、当日配布予定であった健康保険委員勧奨リーフレットを送付。

13. ジェネリック医薬品の使用促進について

国民皆保険制度維持のため、医療の質を落とすことなく、効率的に医療費削減できるジェネリック医薬品を協会けんぽでは推進しています。

1 ジェネリック医薬品は先発医薬品と同じ有効成分を利用することで、研究開発費や研究開発期間が少ないためお薬の価格が抑えられます。

先発医薬品は**長い歳月と数百億円以上**といわれる費用をかけて研究開発されます。ジェネリック医薬品は先発医薬品の特許期間を過ぎたあと同じ有効成分を利用して研究開発されるため、その分**研究開発期間やコストを大幅に抑えることができ、お薬の価格も抑えられます。**

2 ジェネリック医薬品の品質と安全性を高め、もっと安心な医薬品をお届けするために。

医薬品を作るときは製造管理、品質管理に関する**厳しい基準GMP**があります。ジェネリック医薬品は、**先発医薬品と同様に、GMP基準を満たしたうえで製造されています。**

3 ジェネリック医薬品は効き目が先発医薬品と同等であると認められています。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ有効成分を**同量含んでいます。**また、国の審査によって、**品質、安全性が認められています。**

4 ジェネリック医薬品をより飲みやすく手軽に服用できるように。

ジェネリック医薬品は**患者さんや医療関係者の声を活かし、先発医薬品より飲みやすく工夫されているもの**もあります。

未来の子どもたちのために 今後もジェネリック医薬品を。

ジェネリック医薬品の使用は日本の**医療保険制度の維持**につながります。

もし、協会けんぽの加入者の皆さまが全てジェネリック医薬品に切り替えたとした場合、**使用割合が100%になった場合 合計約4,300億円の医療費の軽減が見込めます。**

※加入者がジェネリック医薬品を全て使用していた場合の医療費と全てジェネリック医薬品を使用した場合の医療費の差額を試算したものです。

ジェネリック医薬品をご希望の方は

医師または薬剤師に**ジェネリック医薬品への切り替え**についてご相談ください。

※ジェネリック医薬品と先発医薬品の主成分は同じですが、添加剤の違いにより副作用等に個人差がある場合もあります。※医師が患者さんの体質・病状などからジェネリック医薬品への変更が適切でないとは判断したときなど、変更できない場合があります。

ジェネリック医薬品の供給について

現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

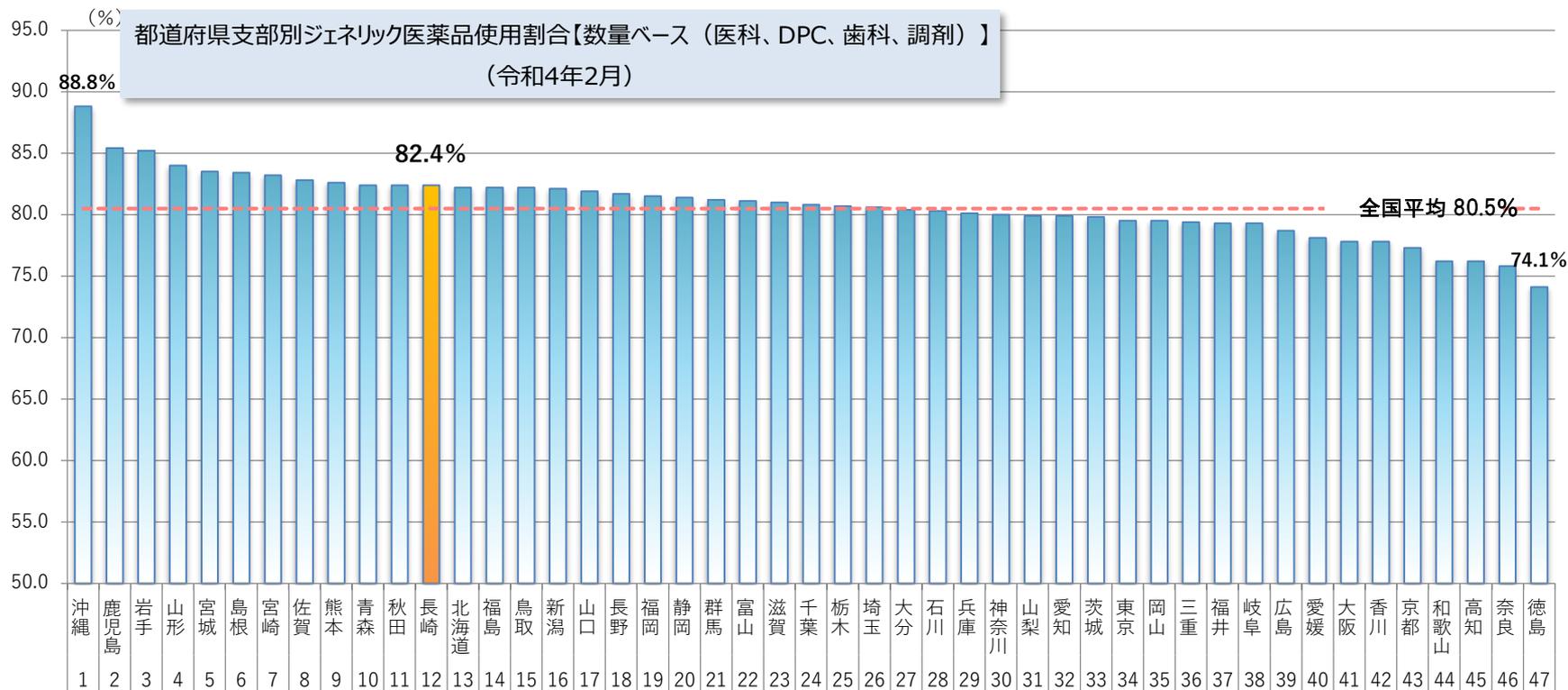
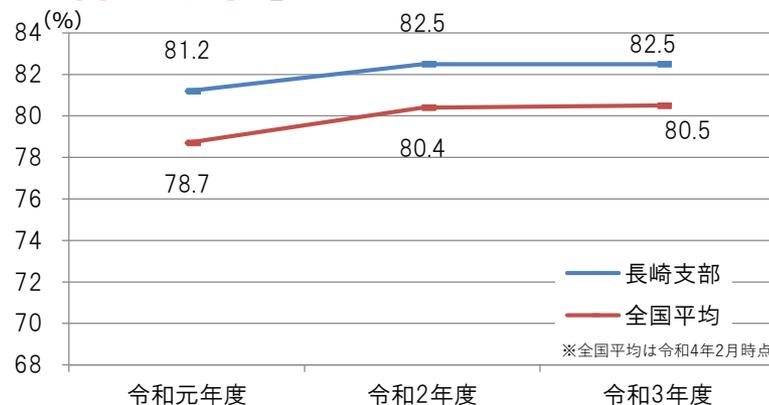
協会けんぽ長崎支部キャラクター ジェネリック3兄弟

13. ジェネリック医薬品の使用促進について

■ ジェネリック医薬品使用割合【数量ベース（医科、DPC、歯科、調剤）】

令和3年度KPI 82.5%

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
使用割合 (%)	81.2	82.5	82.5
全国平均 (%)	78.7	80.4	80.5 ※令和4年2月時点



●長崎支部のジェネリック医薬品の使用促進に向けた取組み

<1> 長崎県ジェネリック医薬品使用促進協議会における意見発信

令和3年6月、第一回長崎県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、ジェネリック医薬品の使用率向上対策について意見発信。

見える化

- ・薬効分類別処方割合
- ・地域内での立ち位置

<2> 県内の医療機関・薬局への「ジェネリック医薬品使用状況のお知らせ」の送付

ジェネリック医薬品の使用促進を図る資料として、協会けんぽが加入者レセプトを分析し、処方箋発行元の医療機関毎に、使用割合や一般名処方との関連等を見える化したお知らせを作成し送付している。令和3年度はジェネリック医薬品に関する重大事案が起こり、分析資料が事案前のレセプトデータであったため、医師会等に相談し、送付を中止。



令和4年度は7月に644医療機関、543薬局に「ジェネリック医薬品使用状況のお知らせ」送付。

<3> 長崎県との連携

医薬品の使用割合が低い長崎県内の医療機関と門前薬局へ「ジェネリック医薬品使用状況のお知らせ」を持参し、長崎県薬務行政室と同行訪問のうえ使用促進を行っている。令和3年中はジェネリック医薬品重大事案の影響や、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、訪問中止。令和4年の訪問に向けて、12月17日に長崎県と打ち合わせを行った。

<4> ジェネリック医薬品軽減額通知サービス

処方された薬をジェネリック医薬品に切替えた場合に、どのくらいお薬代（調剤料）の自負担額が軽減されるか試算した「ジェネリック医薬品軽減額通知」を自己負担額が一定額以上安くなる加入者へ本部から毎年2回（8月、2月）定期的に送付。ただし、重大事案があったため、令和3年度は、令和4年2月のみ送付。令和4年度は8月、2月に送付予定。

効果実績 ◆令和2年度

【軽減額】 長崎支部：年間約5億 全国：年間約450億円

【切替率】 長崎支部：33.1% 全国：30.3%

◆平成21年～令和元年度年累計

【軽減額】 長崎支部：約27億円 全国：約2,400億円

◇ジェネリック医薬品軽減額通知 効果実績（長崎支部）

R2年度	通知件数	切替者数	切替率	軽減額/月(円)
	一回目通知			
	41,955	13,028	31.1%	20,197,855
二回目通知				
	37,603	13,334	35.5%	21,113,548

H21 ~R1 累計	通知件数	切替者数	切替率	軽減額/年(円)
	561,526	171,547	30.6%	2,778,829,596

○平成21年度から令和元年度2回目通知までの累計（人数はのべ人数）

○軽減額 / 年：軽減額（月）×12ヶ月（単純推計）

<5> 加入者・関係機関への啓発活動

● TVCM動画の制作放送

・令和2年9月、長崎支部キャラクター尾まがり猫家族とタレントのちんねんによるジェネリック医薬品使用促進TVCMを制作。

令和3年8月1日～8月31日、令和4年2月1日～2月28日に長崎県内のTV局4局<NCC（長崎文化放送）・KTN（テレビ長崎）・NiB（長崎国際テレビ）・NBC（長崎放送）>で、通勤・通学前の朝の時間帯を中心に、15秒CMと30秒CMの合計48本を放送。



● シネアドで放送

・令和3年11月26日から令和4年2月24日までの3か月間、ジェネリック医薬品使用促進CM（15秒）と健診受診勧奨CM（15秒）を合わせて連続した30秒のCMを、以下3館の全スクリーンで、全ての映画上映前にCM放送。

【CM放送映画館】

- ・ユナイテッド・シネマ長崎（アミュプラザ長崎）
- ・TOHOシネマズ長崎（みらい長崎ココウォーク）
- ・佐世保シネマボックス太陽



● YouTube動画の配信

- ・令和3年9月1日～9月30日、令和4年2月1日～2月28日、長崎県内在住者に向けて、上記ジェネリック医薬品使用促進CM（30秒）をYouTubeインストリーム広告にて配信。
- 9月の動画の表示回数は124,657回、最終再生完了回数56,169回。
- 2月の動画の表示回数は133,041回、最終再生完了回数は54,954回。



● ポスター広報

- ・令和2年9月に制作したCM動画と合わせて、長崎県医師会・歯科医師会・薬剤師会、長崎県・長崎県ジェネリック医薬品使用促進協議会と6団体連名で2種類のジェネリック医薬品使用促進ポスターを作成。

- ・令和3年8月1日～9月30日、令和4年2月1日～28日に、JR長崎駅、佐世保駅、諫早駅の3駅に2種類のB1ポスター各1枚と、長崎電気軌道（路面電車）車内R面にB3横のポスターを掲出し、通勤通学等で電車を使用する加入者に向けて、広報を行った。



JR 佐世保駅

●紙面での広報

・令和2年9月に作成した、T V C Mと連動したジェネリック医薬品使用促進広告（上）を令和3年9月1日の長崎新聞 別冊折り込み 就活と進学の情報誌「NR」、令和3年9月10日の長崎新聞 別冊折り込み 生活情報誌「とととってmotto!」に全4段フルカラー広告を掲載。

「NR」は、長崎新聞本誌173,000部への折り込みと、長崎県内の大学・短大・高専・専修学校・高校に57,500部配布。「とととってmotto!」は長崎新聞本誌170,000部への折り込みと、長崎市内の幼稚園・保育園・こども園の94%にあたる133園に14,000部配布。

・令和2年3月に作成した、YouTube動画と連動したジェネリック医薬品使用促進広告（下）を、令和4年2月1日の長崎新聞 別冊折り込み、就活と進学の情報誌「NR」に全4段フルカラー広告で掲載。

↓「NR」9月号、「とととってmotto」9月号 掲載広告



↓「NR」2月号 掲載予定広告



●その他の広報

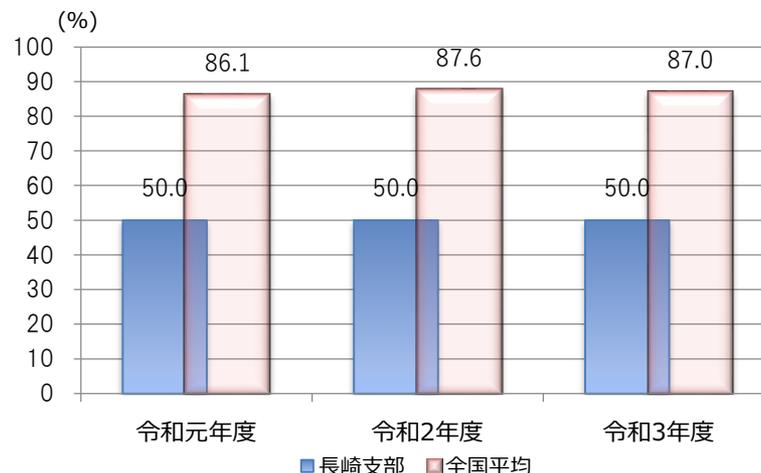
・令和3年度年金委員・健康保険委員研修会及び令和4年4月に行われた社会保険委員研修会で、ジェネリック医薬品の使用促進の呼びかけと、右に掲載している、ジェネリック医薬品使用促進シールを配布。



14. 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ

■ 地域医療構想調整会議への被用者保険者参加率

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
参加率 (%)	50.0	50.0	50.0
全国平均(%)	86.1	87.6	87.0



地域医療構想とは

高齢化により、医療・介護需要の増大や、慢性の病気を多く抱える患者の増加など医療に対する要望が増加変化していくことに対応するため、患者がその状態に見合った、より良質な医療サービスを受けられるよう、病院の機能を分けつつ、各病院の連携を行う必要があります。

将来（2025年）のあるべき医療提供体制を病院の役割に応じて、下記の4機能に分けて推計し、病院の役割をわかりやすくし、役割に沿った医師や設備の配置を行うために、各都道府県で協議が行われています。（※）

- ①高度急性期機能……特に症状が重い患者を受け入れる機能（集中治療室など）
- ②急性期機能……救急や症状が重い患者を受け入れる機能
- ③回復期機能……退院を目指し、リハビリなど集中的に提供する機能
- ④慢性期機能……長期に渡り療養が必要な重度の障害者等を受け入れる機能

※長崎県では、8つの2次医療圏を基本に県を8構想区域にわけて協議が行われています。

・長崎区域 ・佐世保県北区域 ・県央区域 ・県南区域 ・五島区域 ・上五島区域 ・壱岐区域 ・対馬区域

・地域医療構想調整会議における意見発信等について

月	意見発信等
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「長崎県保険者協議会 第1回保険事業部会」に内田専門職が出席（Web参加）。 ⇒令和3年度研修会事業に関する取り組み及び医療機関からの特定健診受診勧奨業務について意見発信。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1回長崎県保険者協議会」に野口支部長が出席（テレビ会議システム併用）。 ⇒令和2年度事業報告及び歳入歳出決算について協議。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1回長崎区域地域医療構想調整会議」における書面決議。 ⇒医療機関の統合及び地域医療構想を推進するための病床削減支援事業について意見発信。 ・「第1回佐世保区域地域医療構想調整会議」における書面決議。 ⇒会長及び副会長の選任及び具体的対応方針の再検証結果について協議。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1回県央区域地域医療構想調整会議」に片岡部長が出席。 ⇒具体的対応方針の再検証結果及び地域医療介護総合確保基金の計画について協議。 ・「第1回県南区域地域医療構想調整会議」における書面決議。 ⇒会長及び副会長の選任及び地域医療介護総合確保基金の計画について協議。
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2回長崎区域地域医療構想調整会議」、「第2回佐世保県北区域地域医療構想調整会議」、「第2回県南区域地域医療構想調整会議」に野口支部長が出席。 ⇒令和2年度病床機能報告の結果及び地域医療構想に関する国及び県の取り組みについて協議。

■ 令和3年度より新たに佐世保県北医療圏に参加できることとなり、協会けんぽとしては、8医療圏のうち4医療圏（長崎医療圏、県南医療圏、県央医療圏、佐世保県北医療圏）の参加である。なお、離島の4医療圏を除く本土の4医療圏で、県内加入者数の約93%を占めている。